馬飼養衛生管理特別対策事業

飼養衛生管理基準 馬編 ガイドブック

―増補版―

令和５年12月

公益社団法人 中央畜産会

はじめに

平成30年9月以降の我が国での豚熱（ＣＳＦ）の発生及び
アジア地域におけるアフリカ豚熱（ＡＳＦ）の発生拡大を受け、
農林水産省は我が国の家畜防疫をより的確に
実施する観点から、令和2年に家畜伝染病予防法を改正しました。

これに伴い、家畜伝染病予防法第12条の3に規定している、
家畜の飼養に係る衛生管理の方法として
家畜の所有者が守るべき基準である飼養衛生管理基準も
全畜種について改正しました。
今般の飼養衛生管理基準の改正では、
取組の目的ごとに次のⅠ～Ⅳに体系化し、
それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類
（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類し、
より具体的な内容を示しています。

飼養衛生管理基準分類リスト

Ⅰ　家畜防疫に関する基本的事項
Ⅱ　衛生管理区域への病原体の侵入防止
Ⅲ　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止
Ⅳ　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

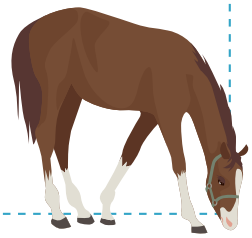

Ⅰにおいては、家畜の所有者の責務、
飼養衛生管理マニュアルの作成等の当該基準が
現場で徹底されるための取組等を規定し、Ⅱ～Ⅳにおいては
具体的な衛生管理の取組等を定めています。

この度、公益社団法人中央畜産会では、
公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受け、
令和3年度飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業により
令和3年10月に施行された馬の飼養衛生管理基準を
説明したガイドブックを作成しました。
作成に当たっては、わかりやすく、現場に即したものとなるよう、
資料作成委員会を設置し、意見を聴くとともに、
農林水産省消費・安全局動物衛生課の指導の下、
日本中央競馬会の専門家からもご意見を頂戴しました。

本ガイドブックが、生産者の皆様における
飼養衛生管理基準の意義に対する理解の向上と自主的な
家畜伝染病の発生・侵入防止体制の構築の一助となれば幸いです。

公益社団法人中央畜産会　会長　森山　裕

目次

※ ■■■■の番号は飼養衛生管理基準の各項目番号となります。

Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項

プロローグ 03

人に関する事項 1〜5 04

飼養環境に関する事項 6 05

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止

人に関する事項 7〜9 07

物品に関する事項 10〜13 09

馬に関する事項 14 12

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

人に関する事項 15〜16 13

物品に関する事項 17〜18 15

野生動物に関する事項 19〜20 17

飼養環境に関する事項 21〜22 19

馬に関する事項 23 21

【番外編】不特定かつ多数の者が出入りする施設（観光牧場など）における対応ポイント 22

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

人に関する事項 24 23

物品に関する事項 25〜26 25

馬に関する事項 27〜28 27

付録

消毒薬について 29

用語集 33

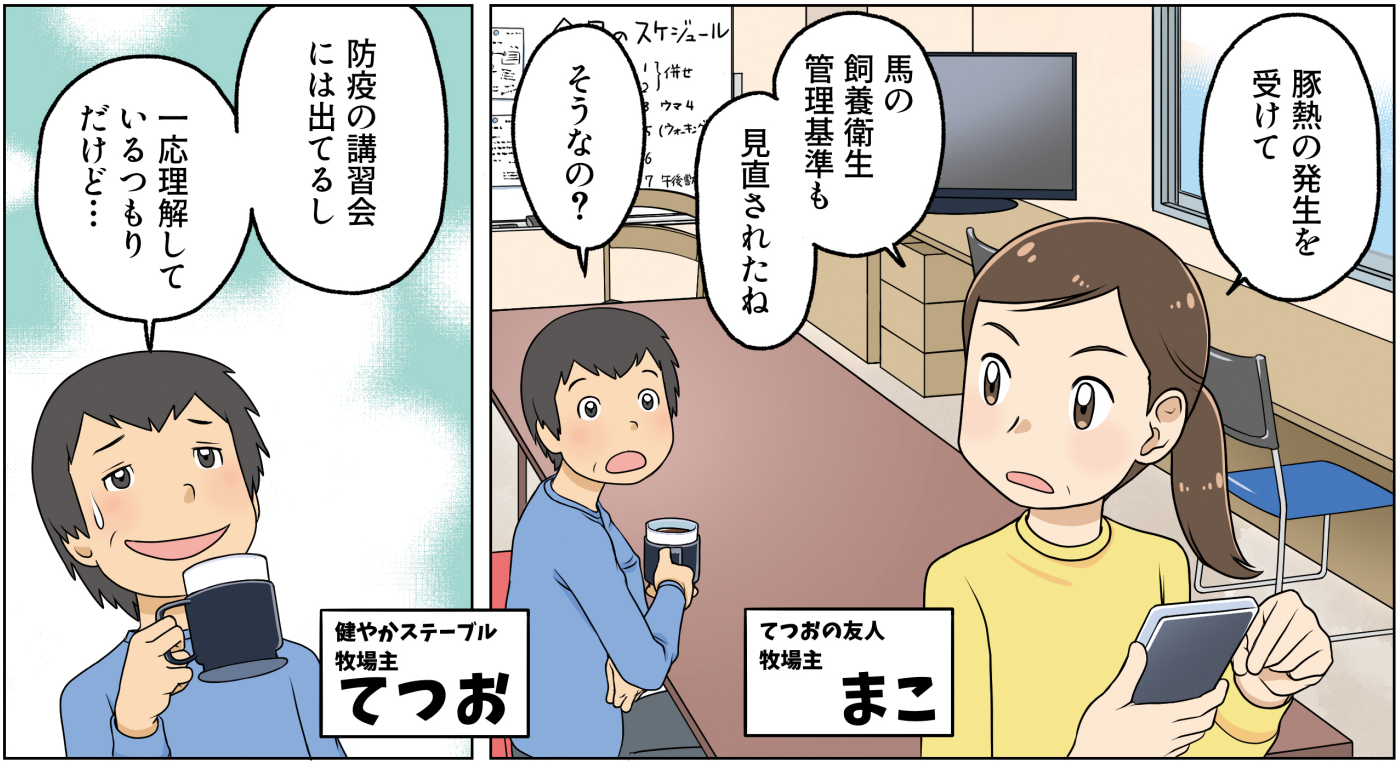
豚熱の発生を受けて
馬の飼養衛生管理基準も見直されたね
そうなの？
防疫の講習会には出てるし
一応理解しているつもりだけど…
てつおの友人
牧場主
まこ
健やかステーブル
牧場主
てつお

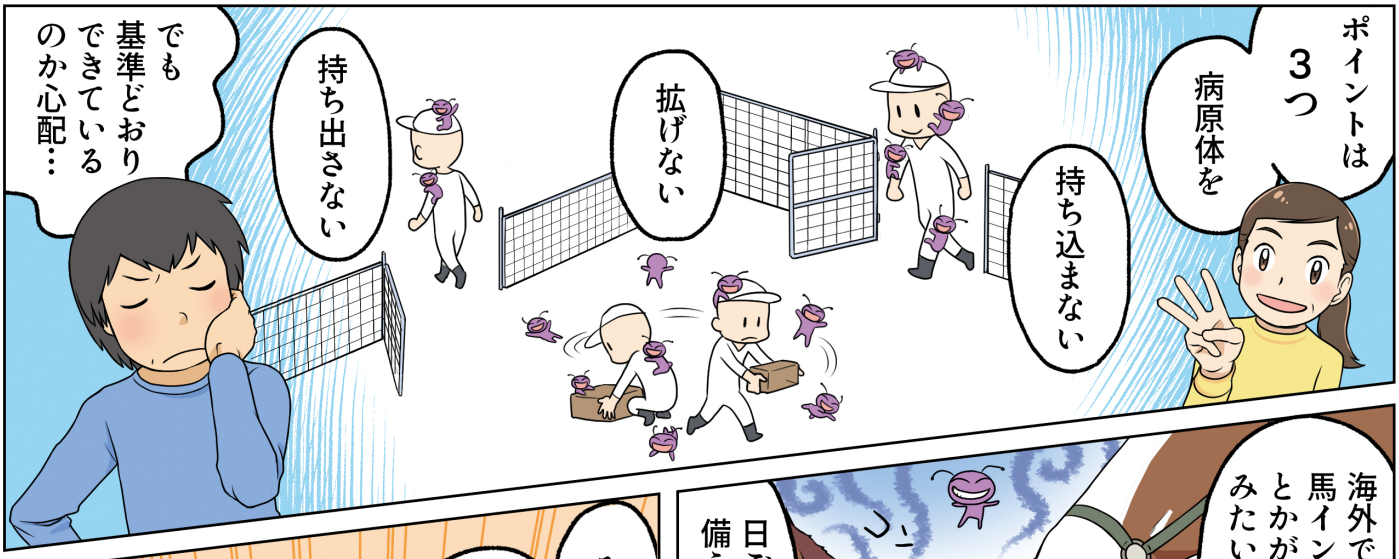
ポイントは3つ
病原体を
持ち込まない
拡げない
持ち出さない
でも基準どおりできているのか心配…

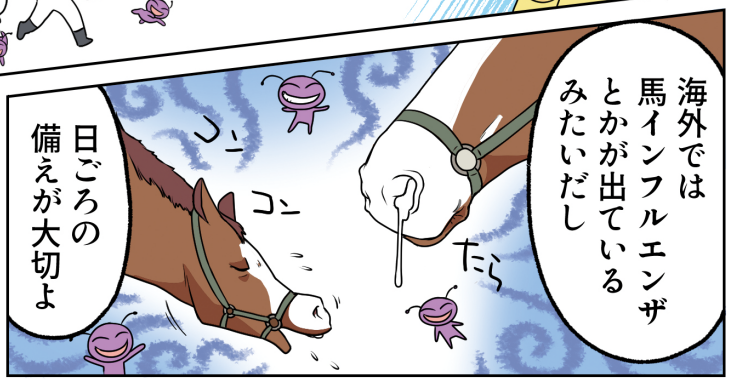
海外では馬インフルエンザとかが出ているみたいだし
日ごろの備えが大切よ

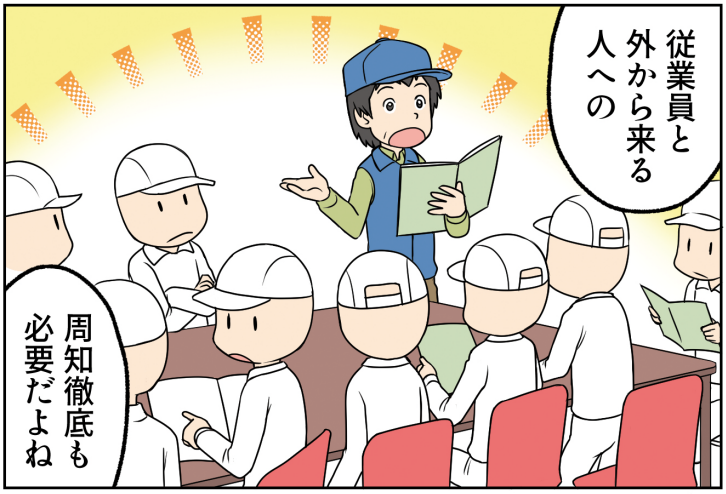
従業員と外から来る人への
周知徹底も必要だよね

そのとおり
改めて牧場のチェックをしてみようか
そうだね
やるか！

人に関する事項 1〜5

馬の所有者の責務・家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践
飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底・記録の作成及び保管・獣医師等の健康管理指導

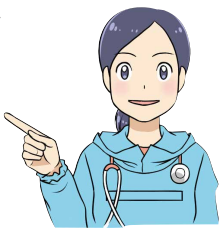

1 馬の所有者は衛生管理に対する責務を理解し、飼養衛生管理者は衛生管理の取組を実施すること

2 農場の平面図を作成すること
家保の検査及び指導を受けること

3 飼養衛生管理マニュアルを作成すること
担当の獣医師等の専門家の意見を反映した上で作成し、印刷して従事者に配布するようにしてください

4 衛生管理記録を作成し、1年間保管すること

5 担当の獣医師又は診療施設を定めること

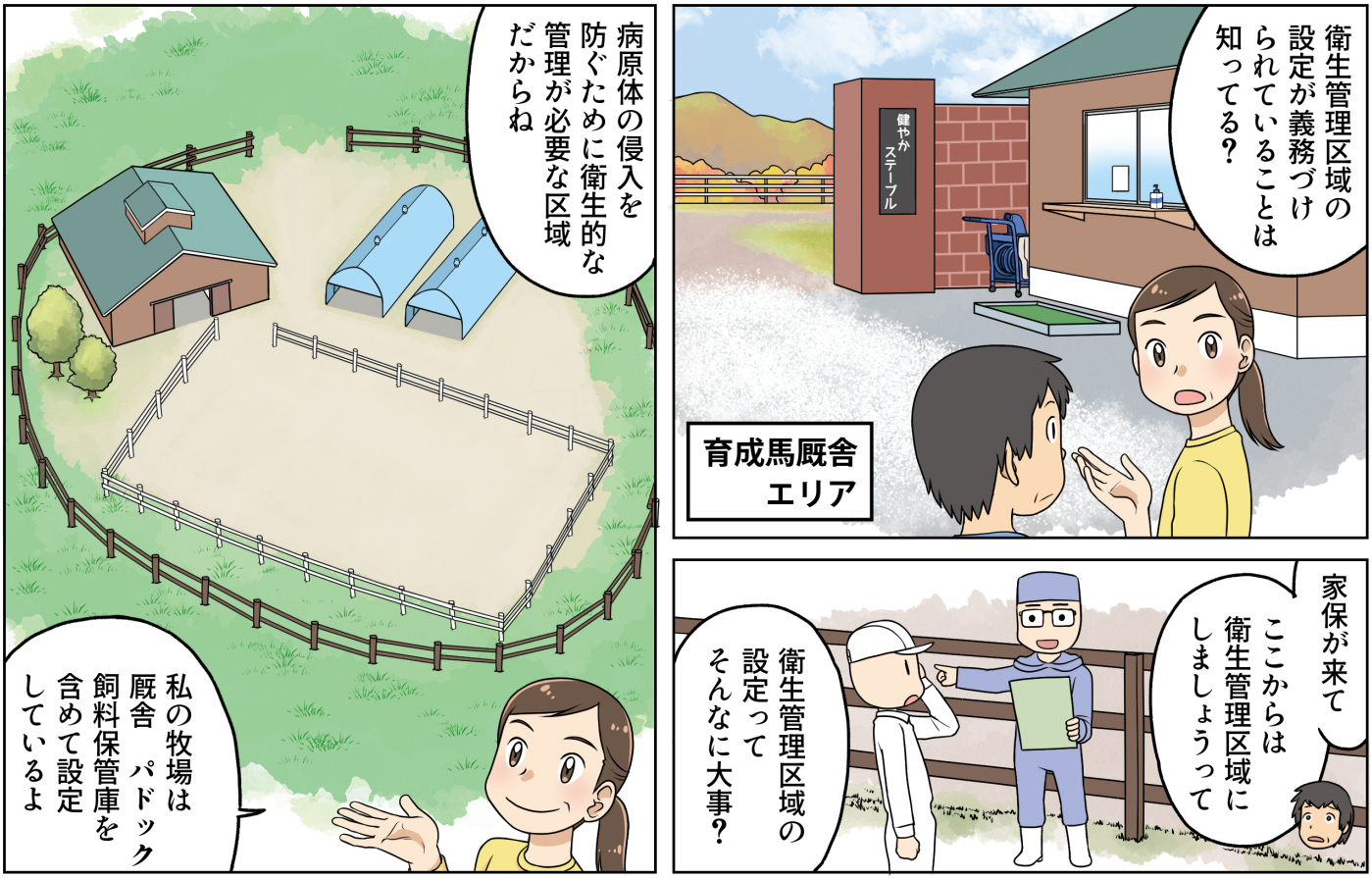
衛生管理区域の設定が義務づけられていることは知ってる？
健やかステーブル
育成馬厩舎エリア
病原体の侵入を防ぐために衛生的な管理が必要な区域だからね
私の牧場は厩舎　パドック　飼料保管庫を含めて設定しているよ
家保が来てここからは衛生管理区域にしましょうって
衛生管理区域の設定ってそんなに大事？

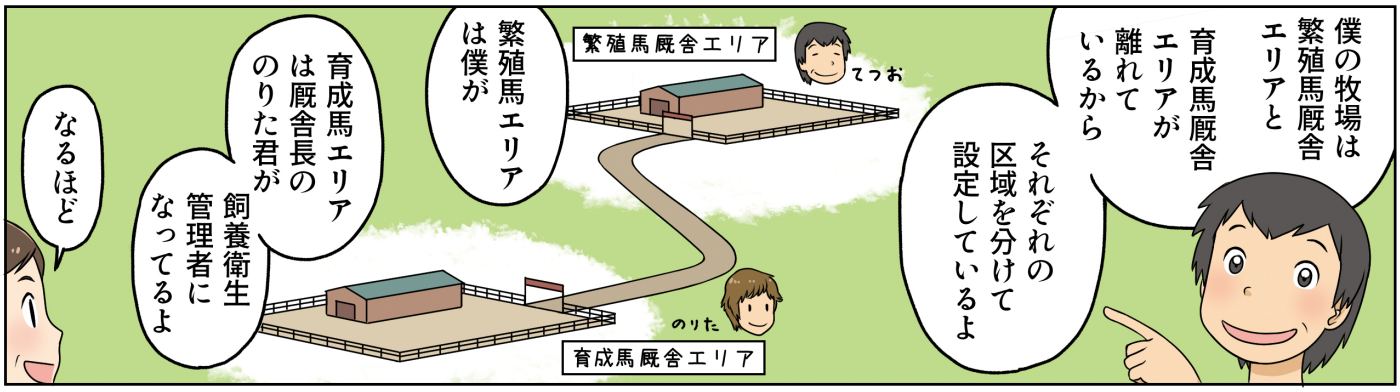
僕の牧場は繁殖馬厩舎エリアと育成馬厩舎エリアが離れているからそれぞれの区域を分けて設定しているよ
繁殖馬厩舎エリア
てつお
繁殖馬エリアは僕が
育成馬エリアは厩舎長ののりた君が飼養衛生管理者になってるよ
なるほど
のりた
育成馬厩舎エリア

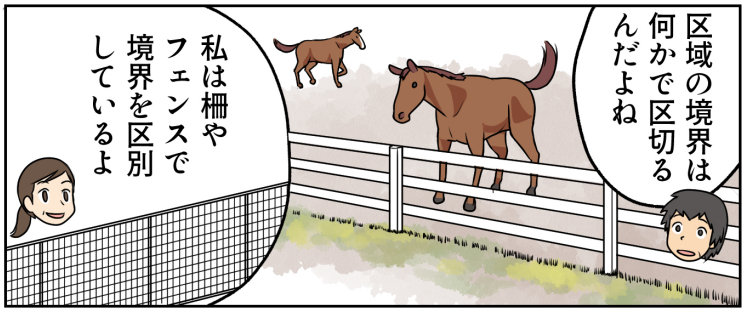
区域の境界は何かで区切るんだよね
私は柵やフェンスで境界を区別しているよ

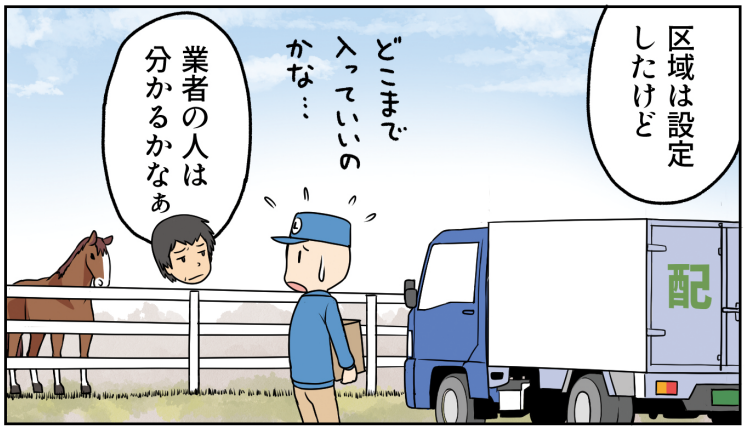
区域は設定したけど
どこまで入っていいのかな…
業者の人は分かるかなぁ
配

衛生管理区域
関係者以外
立入禁止
私は出入口に看板を設置しているよ
今までは口頭でお願いするだけだったけど
看板を立てるよ

飼養環境に関する事項

6 衛生管理区域の設定

飼養衛生管理基準では、**衛生管理区域を設定すること**が定められているのよ。

衛生管理区域は、部外者の立入制限を行い、出入口での消毒、衣服や靴の交換などの衛生管理を重点的に実施することで、病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域を作り、**農場への病原体の侵入リスクを低減するために設定**するものなの。**衛生管理区域の出入口の数は最小限**にして、部外者や野生動物を入れないため、衛生管理区域とそれ以外を柵などで明確に区分する必要があるし、出入りするときには、**消毒が必要**よ。また、衛生管理区域には次の1から3までの施設・設備・敷地が全て網羅されていることが重要だからね。

衛生管理区域に網羅されている必要のある施設・設備

1. 馬を飼養する厩舎、パドック、放牧場等
2. 馬に直接接触する物品の保管場所
3. 馬に直接触れたものが消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

馬の伝染性疾病対策を行っている牧場の一例

ここから先が繁殖馬厩舎エリアだよ
ここにも消石灰を撒かなきゃだめじゃない
ここ出入口だよね
衛生管理区域
関係者以外
立入禁止
区域が違うんだからこっちにも看板を設置しなきゃ
やっぱりそうだよね…
衛生管理区域に入った人の情報は記録も含めて特に重要だよ
お願い
来場者は入退場記録簿への記帳に御協力ください。
当日に他の牧場に立ち入った人は
入れちゃダメなんでしょ？
Aファーム
Bファーム
一週間以内の海外渡航歴がある人も
WORLD SOUVENIR
原則入れないよ
出入口に手指や靴の
洗浄と消毒設備が必要なんだよね
大切なのは病原体を
『持ち込まない』ことだから
馬鼻肺炎のワクチンは接種しているけど
侮ることなく飼養衛生管理基準の徹底が大事だよね！
よし！
ウンウン

人に関する事項 7〜9

衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限・他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

衛生管理区域に入る人の管理は特に重要よ。必要のない人が許可なく入ってしまわないように、出入口の数を必要最小限にして、出入口付近に近づく人が見えるように「関係者以外立入禁止」の看板などを設置するようにしてね。

▲衛生管理区域への立入制限の看板

8 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

人が病原体を侵入させるリスクがあるから、当日に他の牧場に立ち入った人や、過去一週間以内に海外から入国した人も衛生管理区域内へ立ち入らせないようにしてね。家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者などがやむを得ず立ち入る場合は、シャワーや着替えなどの防疫措置が必要だからね。

9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口には消毒設備を設置して、衛生管理区域に入る全ての人に手指の洗浄及び消毒をしっかりやってもらうことが大切。衛生管理区域専用の手袋を着用してもいいわよ。

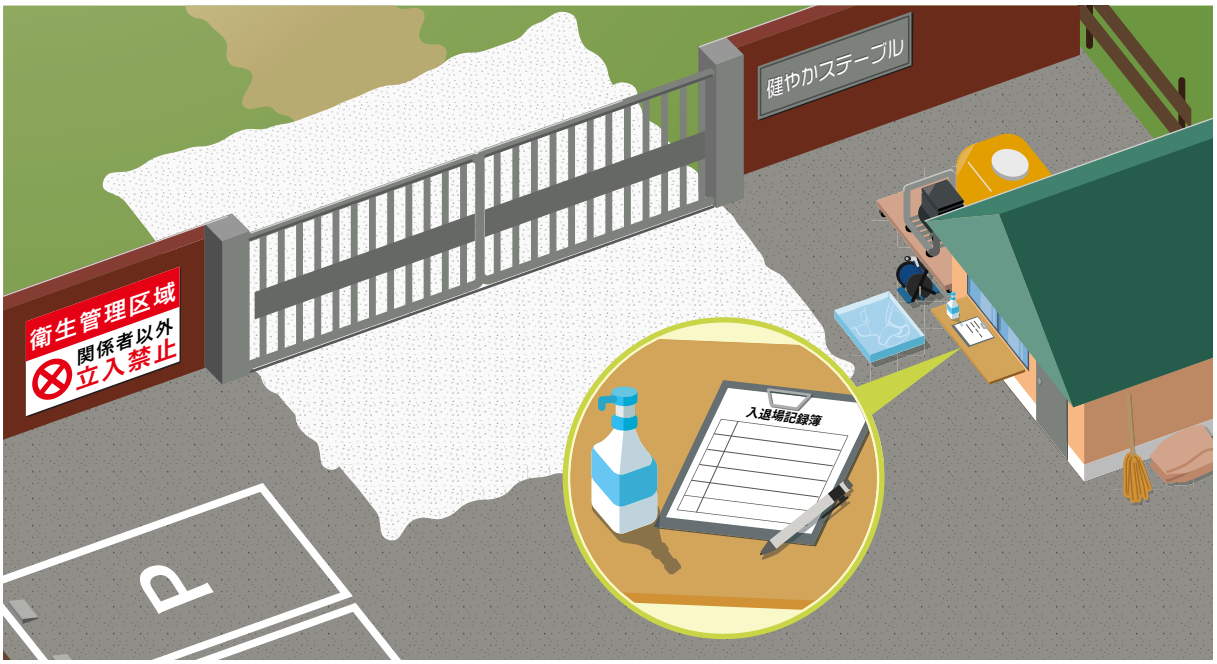

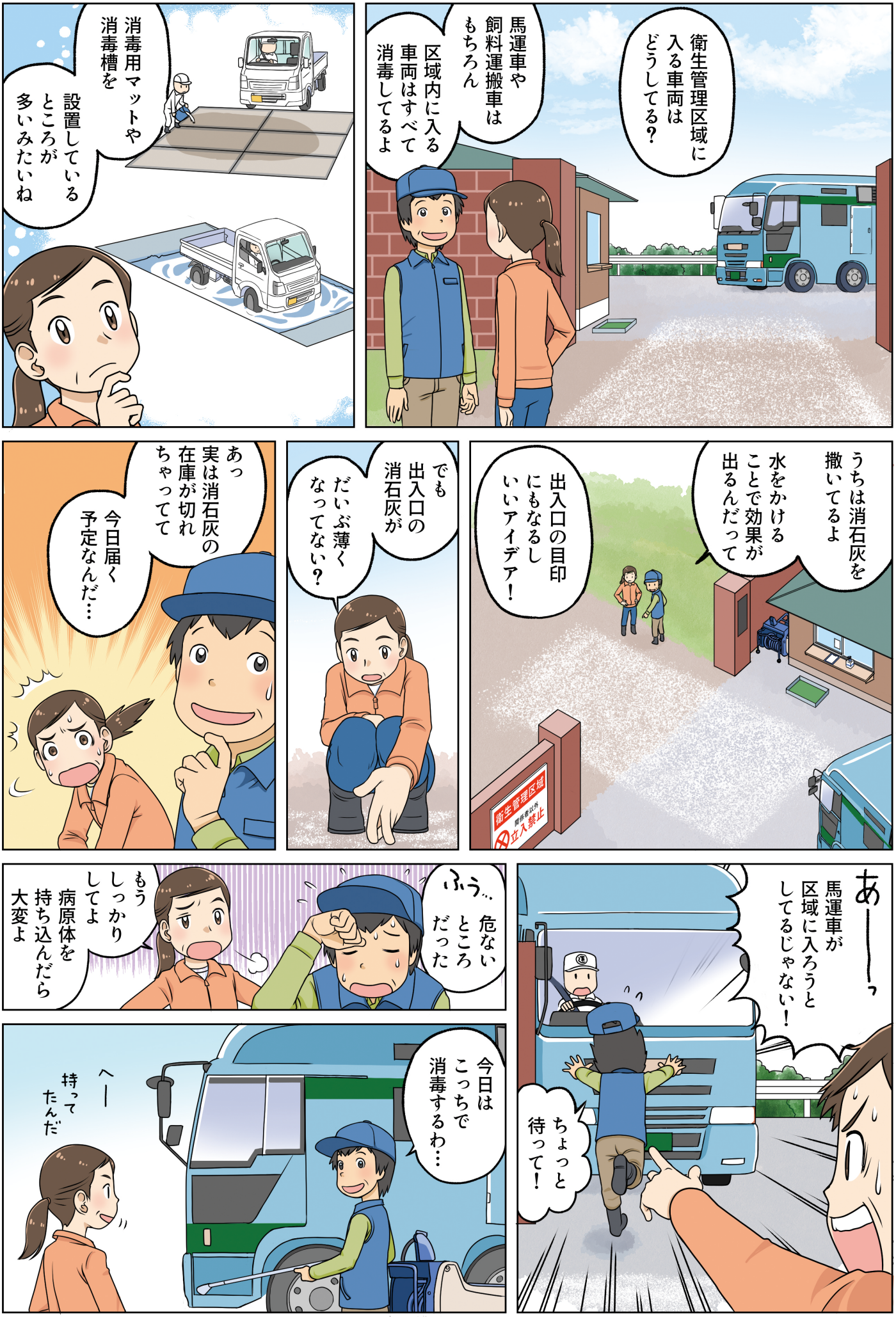
衛生管理区域に入る車両はどうしてる？
馬運車や飼料運搬車はもちろん区域内に入る車両はすべて消毒してるよ
消毒用マットや消毒槽を設置しているところが多いみたいね
うちは消石灰を撒いてるよ
水をかけることで効果が出るんだって
出入口の目印にもなるしいいアイデア！
衛生管理区域
関係者以外立入禁止
でも出入口の消石灰がだいぶ薄くなってない？
あっ実は消石灰の在庫が切れちゃってて今日届く予定なんだ…
あーーっ
馬運車が区域に入ろうとしてるじゃない！
ちょっと待って！
ふう…危ないところだった
もうしっかりしてよ病原体を持ち込んだら大変よ
今日はこっちで消毒するわ…
へー持ってたんだ

物品に関する事項 10 〜 11

衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等・他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

車の出入りも
基本的に人と同じですよね！
衛生管理区域内に出入りするとき、
病原体を持ち込んだり、
逆に病原体を持ち出してしまわないように、
衛生管理区域の出入口に車両の消毒設備を
設置して、出入りする車両には
必ず消毒してもらうようにする！
消毒の実施記録も書く！

そうそう、あと注意点として
動力噴霧器などで
車両から落とした泥や汚れの上を、
人や車両が通過して二次汚染しないように、
消毒場所はコンクリートで舗装したり、
側溝を整備して洗い流せるようにするか、
泥や汚れに十分な量の消毒薬を
散布することも必要よ。

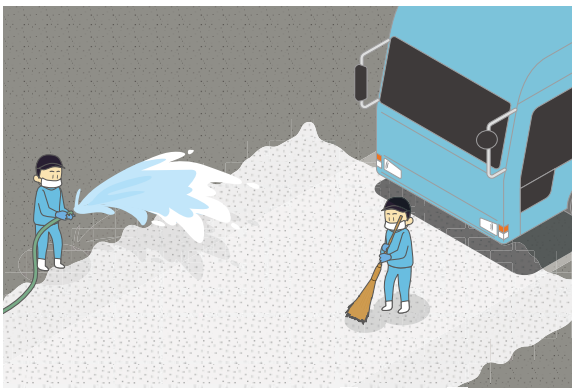

▲消石灰の散布

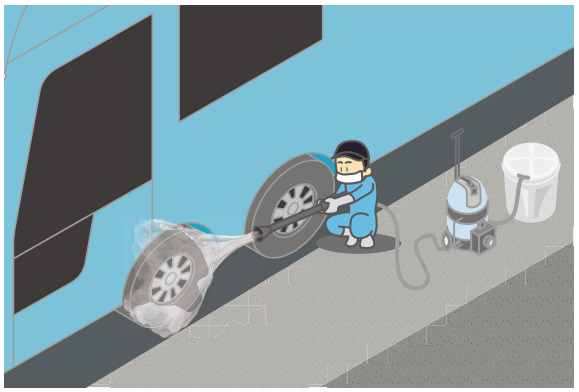

▲動力噴霧器を用いた車両消毒風景

11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の馬の飼養施設で使用した
又は使用したおそれがある物品は
基本的に持ち込まないようにしてね。
どうしても持ち込む場合には、
しっかり洗浄や消毒をしてから
持ち込むことが大切よ。

清掃又は消毒が必要な物品の例

物品に関する事項 12 〜 13

海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置・飲用水の給与

12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

てつおくんが
海外旅行に行ったって話してたよね。
旅行で使った衣服や靴で牧場に
来ていないわよね。

海外で使った衣服や靴は
海外用として買って持っていったし、
牧場には持ってきてないです。
どんな注意点があるんですか？

帰国後一週間は衛生管理区域内に
入らないのはもちろんのこと、
病原体を持ち込むリスクを避けるために、
過去二カ月以内に海外で使用した衣服や
靴を衛生管理区域内に持ち込んじゃだめよ。
持ち込む場合は、衣服や靴を事前に洗浄や
消毒をしておく必要があるからね。

環境中のウイルスの生残期間

	環境状況	生残期間
馬鼻肺炎ウイルス（馬ヘルペスウイルス1型）	多くの臨床現場	〜7日
	ウイルスにとって理想的な環境下	〜35日
馬インフルエンザウイルス	固形物の表面	〜2日

American Association of Equine Practitioners（AAEP）の Infectious Disease Guidelines より転載

13 飲用水の給与

うちは井戸水を利用しているけど、
消毒をして定期的に水質検査を行ってます。

水の消毒はしっかりね。
水道水のような飲用に適する水なら
いいけど、沢水やため池の水は野生動物が
触れて病原体が入るリスクがあるからね。

給与水の種類と使用条件（例）

水道水
使用可

井戸水
年一回以上の水質検査により「飲用可」であることが理想的。
大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上の場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨

沢水などの表面水
年一回の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングを推奨

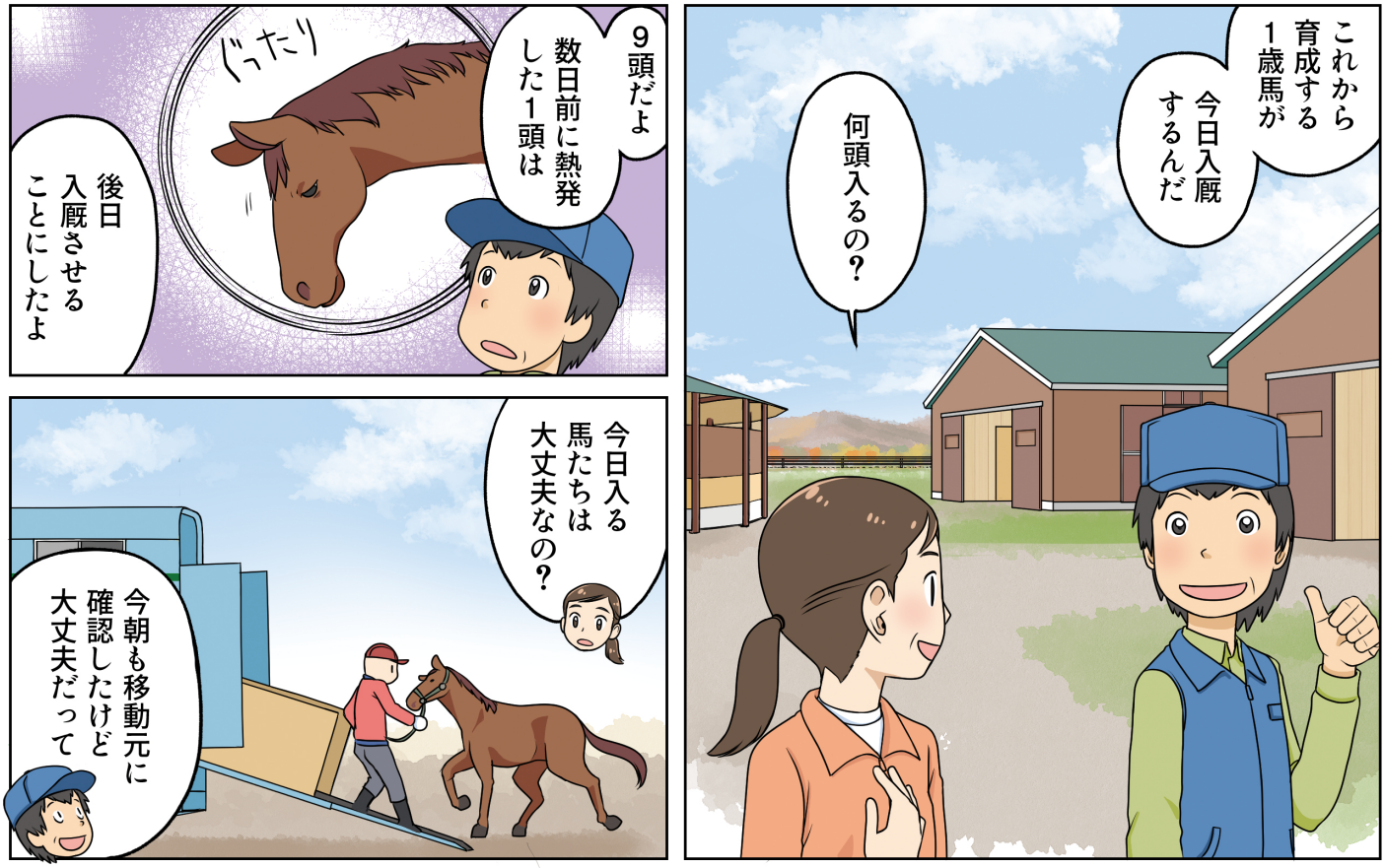
これから育成する1歳馬が今日入厩するんだ
何頭入るの？
9頭だよ
数日前に熱発した1頭は後日入厩させることにしたよ
じっ
今日入る馬たちは大丈夫なの？
今朝も移動元に確認したけど大丈夫だって

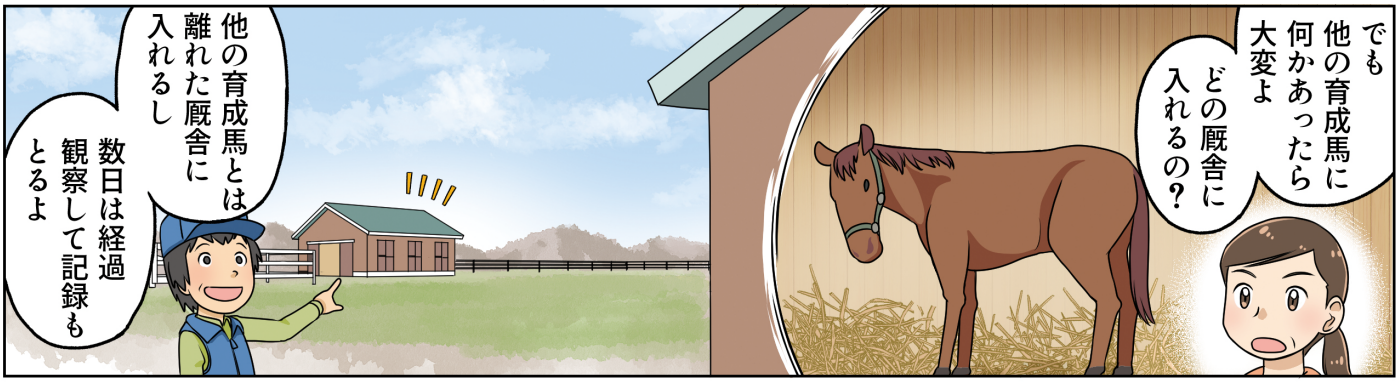
でも他の育成馬に何かあったら大変よ
どの厩舎に入れるの？
他の育成馬とは離れた厩舎に入れるし
数日は経過観察して記録もとるよ

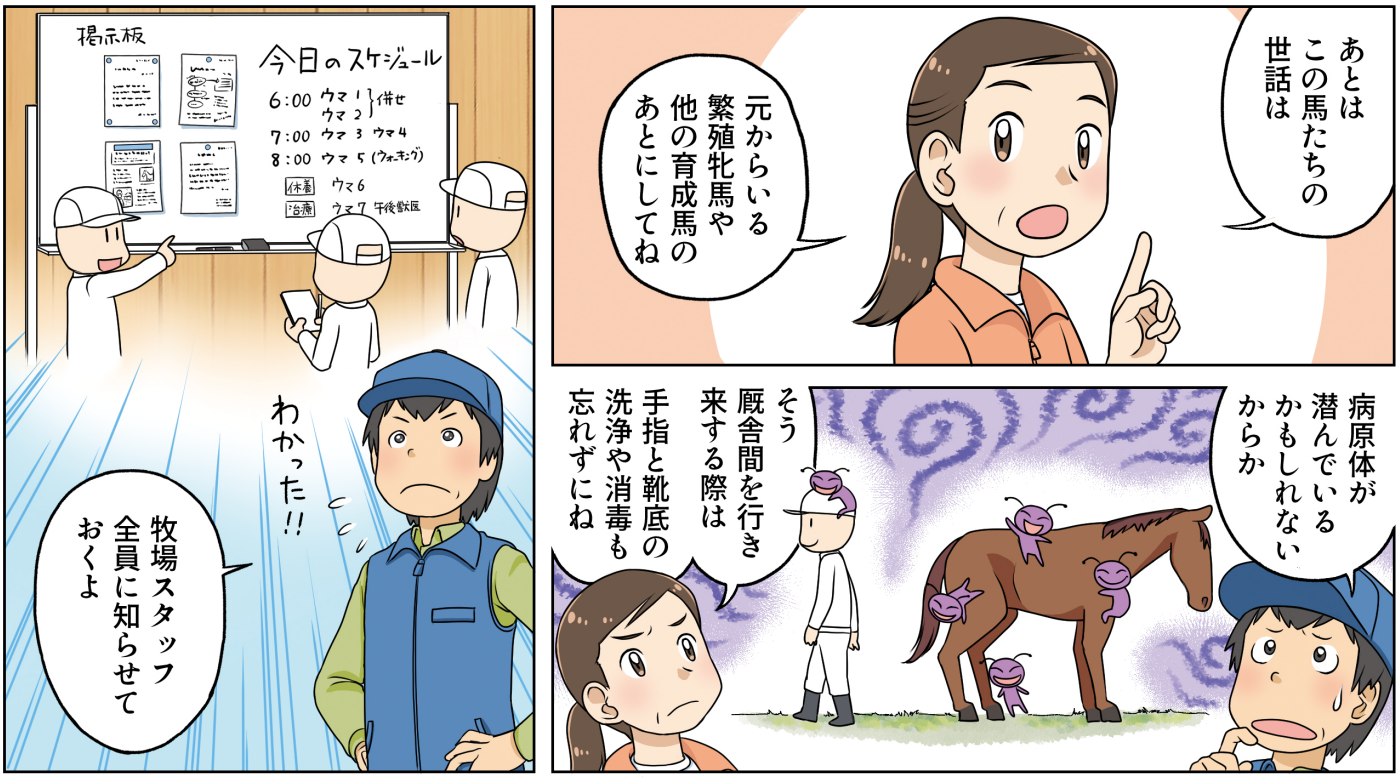
あとはこの馬たちの世話は
元からいる繁殖牝馬や他の育成馬のあとにしてね
病原体が潜んでいるかもしれないからか
そう厩舎間を行き来する際は手指と靴底の洗浄や消毒も忘れずにね
掲示板
今日のスケジュール
6:00 ウマ1 ウマ2 併せ
7:00 ウマ3 ウマ4
8:00 ウマ5 (ウォーキング)
休養 ウマ6
治療 ウマ7 午後獣医
わかった!!
牧場スタッフ全員に知らせておくよ

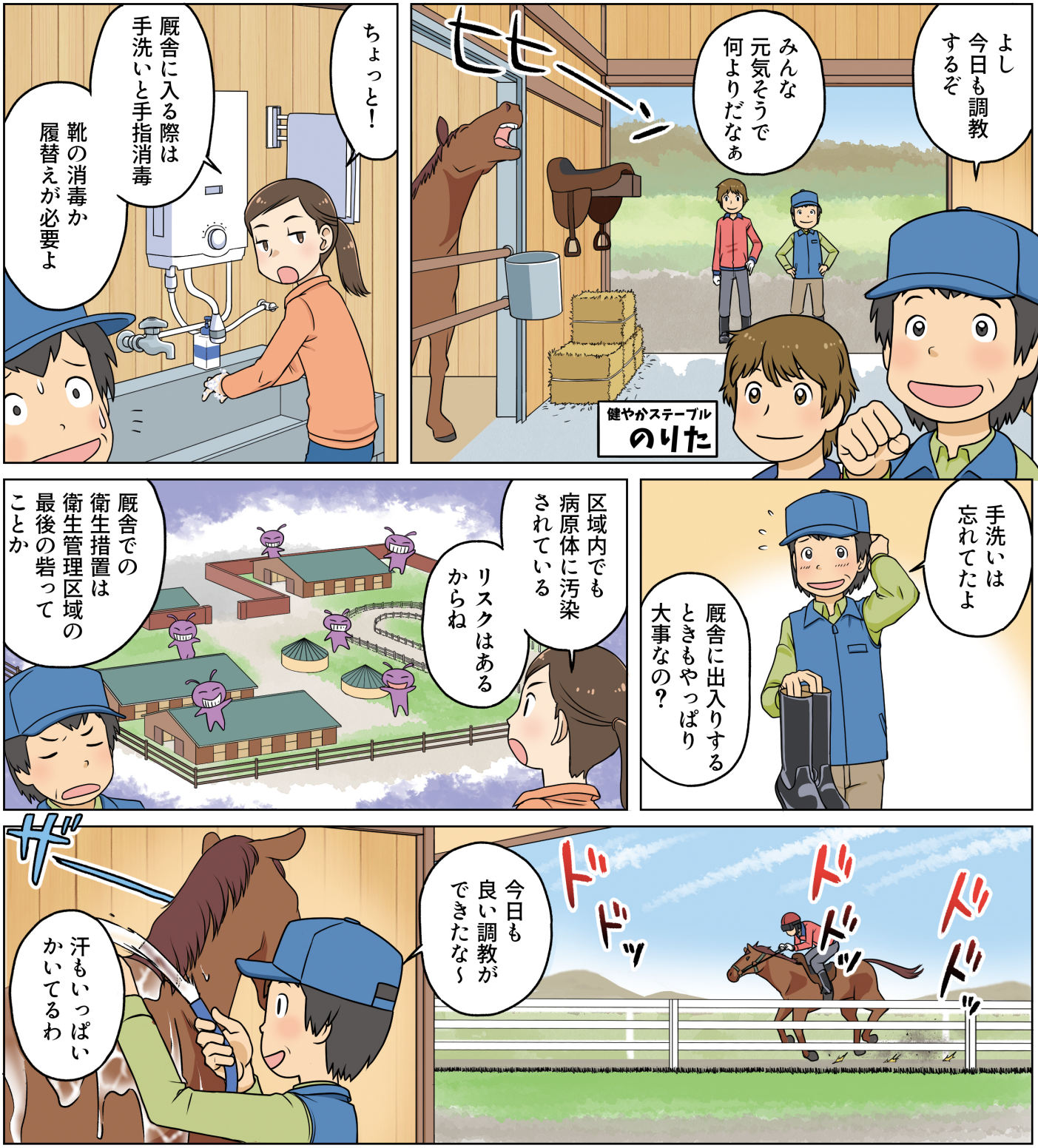
よし 今日も調教するぞ
みんな 元気そうで 何よりだなぁ
七七一ン
健やかステーブル のりた
ちょっと！
厩舎に入る際は 手洗いと手指消毒
靴の消毒か 履替えが必要よ
手洗いは 忘れてたよ
厩舎に出入りするときもやっぱり大事なの？
区域内でも 病原体に汚染されている リスクはあるからね
厩舎での 衛生措置は 衛生管理区域の最後の砦ってことか
ザ
今日も 良い調教ができたな～
ドドドッ
汗もいっぱいかいてるわ
調教ブーツも 一緒に洗えばいいんじゃない
たしかに
そうすれば 一石二鳥だな
厩舎から 帰るときも 入るときと 同じ対応が 必要だからね
手洗いと 手指消毒 靴の消毒か 履替えだよね
忘れないようにするよ
ブク
ゴシ

15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域内でも病原体が存在している可能性があることを前提に、判断・行動することが大切なの。例えば、厩舎に入る際も、手指を洗って消毒するか、厩舎専用の手袋を着用しましょう。手袋は新しいものやしっかり洗濯したものを使いましょう。

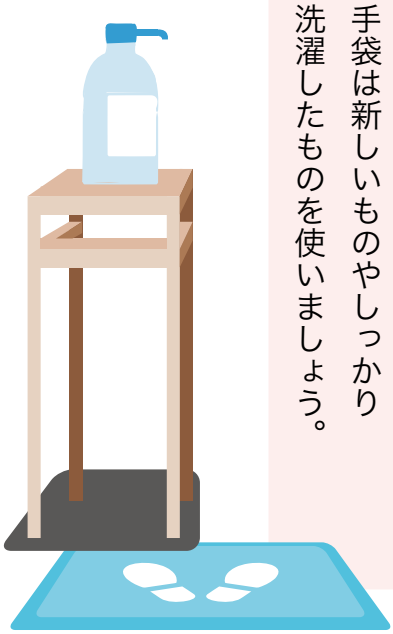

消毒効果を十分に得るため、消毒の前に手を洗浄し汚れ（有機物等）を除去すること！

厩舎から出るときも忘れずにね。

16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒

厩舎では、その厩舎専用の靴に履き替えてね。でも、地面が舗装されていて移動前に十分に消毒できている場所を通るなど、病原体の汚染リスクがない状態での移動では靴の交換は不要よ。

厩舎に入る人に対して専用の靴を用意しないといけないんですね。

▲靴の履替え・石鹸による手洗い・手指の消毒

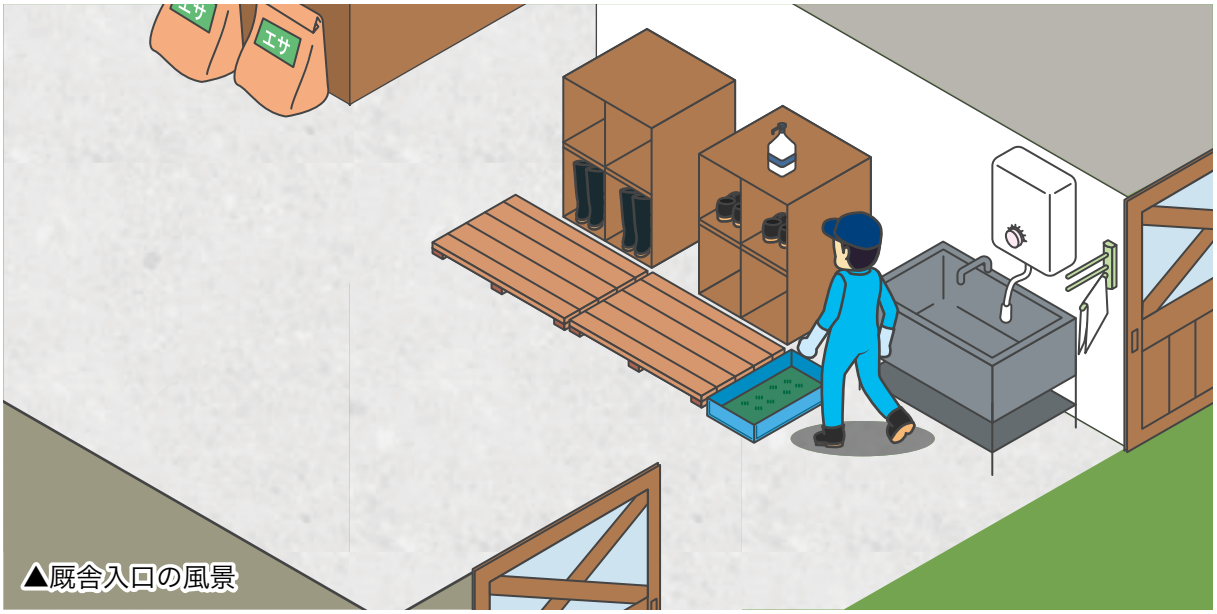

▲厩舎入口の風景

※馬の歯を治療目的で削る行為は、獣医師でなければ実施できません

物品に関する事項 17〜18

器具の定期的な清掃又は消毒等・厩舎外での病原体による汚染防止

17 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する鼻ネジや膣鏡などの体液が付着する物品は、定期的に清掃又は消毒することが必要よ。もちろん、それらを使用したときは、少なくとも一頭ごとに交換又は消毒しなきゃならないからね。

検査用グローブのような使い捨てタイプのものは、一頭ごとの交換になるわね。

馬具についても、定期的な清掃や消毒が必要よ。特に体調が悪い馬がいる場合には、伝染病の可能性も考えて、他の馬との馬具の共用は避けてね。

体液が付着するもの

- 定期的な洗浄、消毒
- 使用後一頭ごとに洗浄、消毒

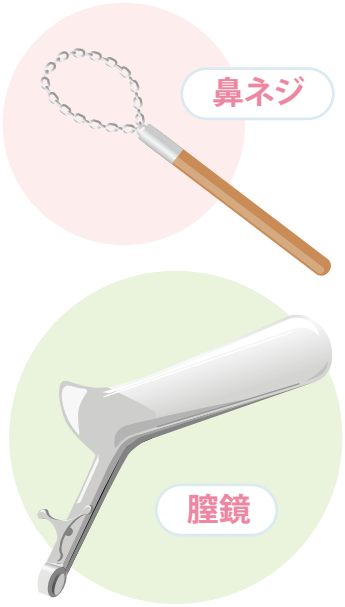

使い捨てタイプのもの

- 一頭ごとに交換

検査用グローブ

馬具など

- 定期的な洗浄、消毒

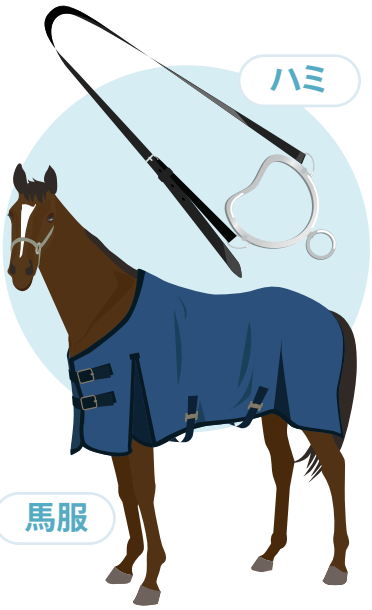

18 厩舎外での病原体による汚染防止

衛生管理区域内のものでも、不必要なものは厩舎に持ち込まないようにしないといけないんですね。

衛生管理区域内であっても病原体が存在している可能性があるから、不必要な物品は持ち込まないようにしないといけないわね。

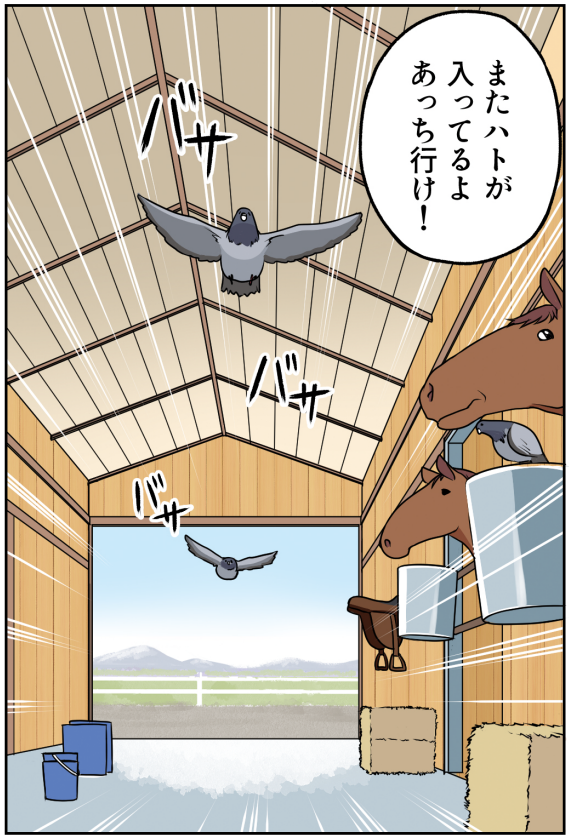
またハトが入ってるよあっち行け！
バサ
バサ
バサ

馬もあんまり気にしてない感じよね…
そうなんだよ
プリッ
飼葉桶や水桶の中に糞をするから本当やっかい

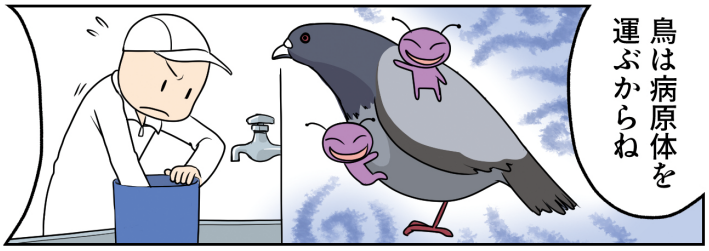
鳥は病原体を運ぶからね
飼葉桶や水桶はこまめに清掃することが大切よ

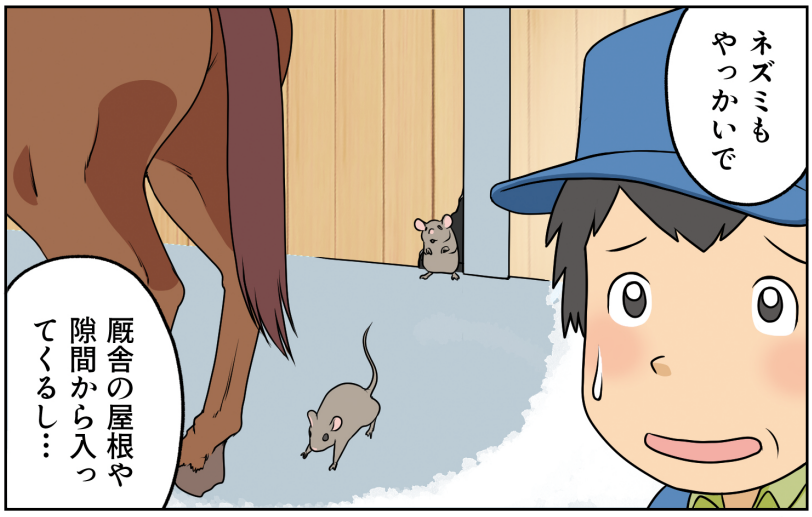
ネズミもやっかいで
厩舎の屋根や隙間から入ってくるし…

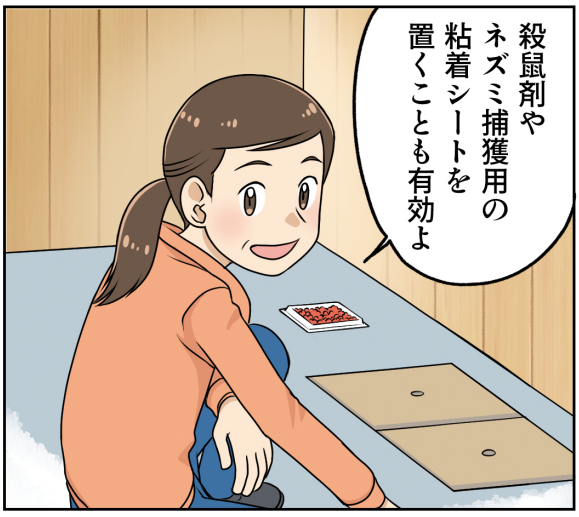
殺鼠剤やネズミ捕獲用の粘着シートを置くことも有効よ

厩舎は広いし扉もいっぱいあるから
ネズミ対策といっても大変だな…

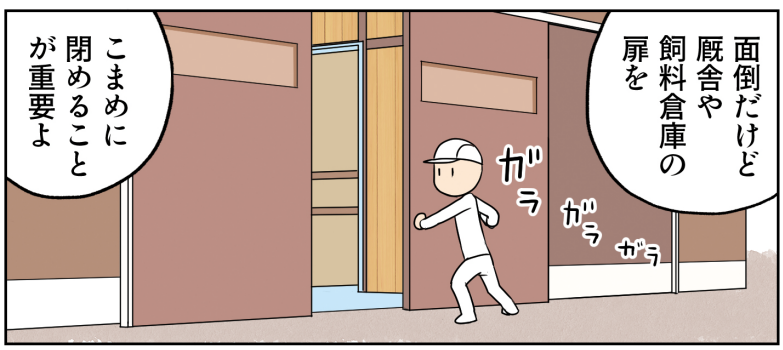
面倒だけど厩舎や飼料倉庫の扉を
こまめに閉めることが重要よ
ガラ
ガラ
ガラ

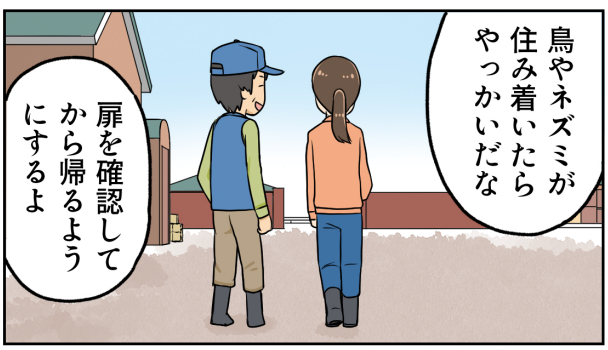
鳥やネズミが住み着いたらやっかいだな
扉を確認してから帰るようにするよ

野生動物に関する事項

19 〜 20

野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

野鳥などの野生動物が病原体を衛生管理区域内に持ち込んだり、区域外に持ち出さないようにするため、死体の保管場所には野生動物の侵入を防止するための対策を行うことが大切よ。死亡した馬は処理までの間、ブルーシートを被せたりするなど、野生動物と接触しないように管理することが必要だからね。

20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

野生動物の排せつ物などが飼料や飲用水に混入すると、伝染病の発生に繋がるおそれがあるから、飼料や飲用水それぞれに左枠内のような対策を行うことが大切よ。

飼料

飼料は蓋付き容器やタンクに貯蔵。
厩舎の飼葉桶及び水桶などに
ネズミや野鳥などの対策を実施。
飼葉桶は定期的に清掃。

飲用水

水道水以外の井戸水などを利用する場合には、
飲用に適した水の場合であっても
貯水施設に蓋を付けるなど
異物の混入防止措置を講じるほか、
水桶などの給水設備を定期的に清掃。

▲チェックシートに
清掃の記録をつけている様子

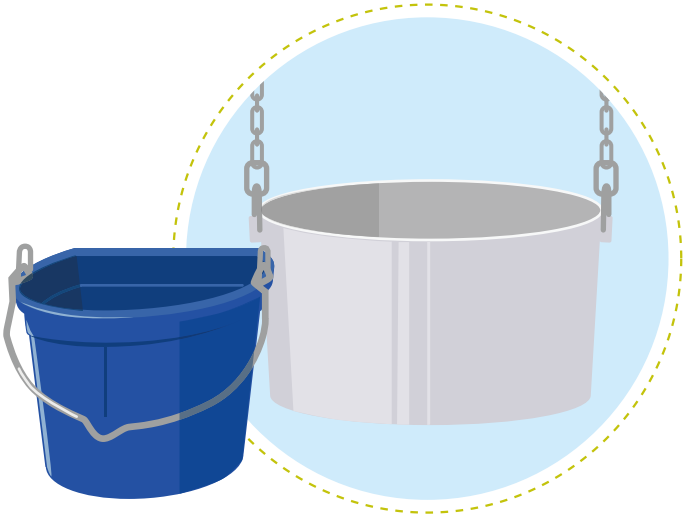

▲飼葉桶、水桶などを定期的に清掃

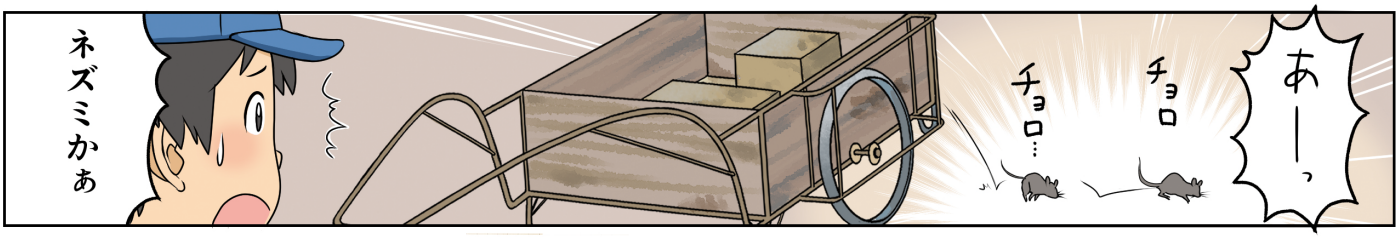
あーっ
チョロ
チョロ…
ネズミかぁ

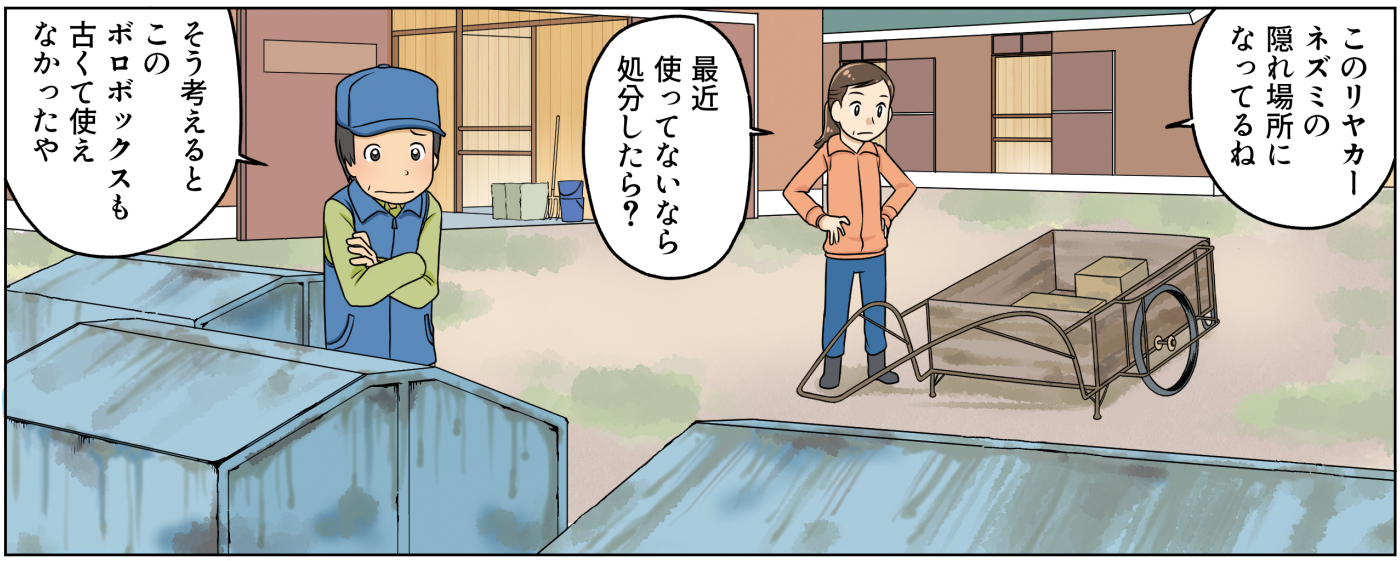
このリヤカー
ネズミの
隠れ場所に
なってるね
最近
使ってないなら
処分したら？
そう考えると
この
ボロボックスも
古くて使え
なかったや

まずは
厩舎周りを
中心に不要な
ものを処分ね
確かにな…
やること
いっぱいだ…

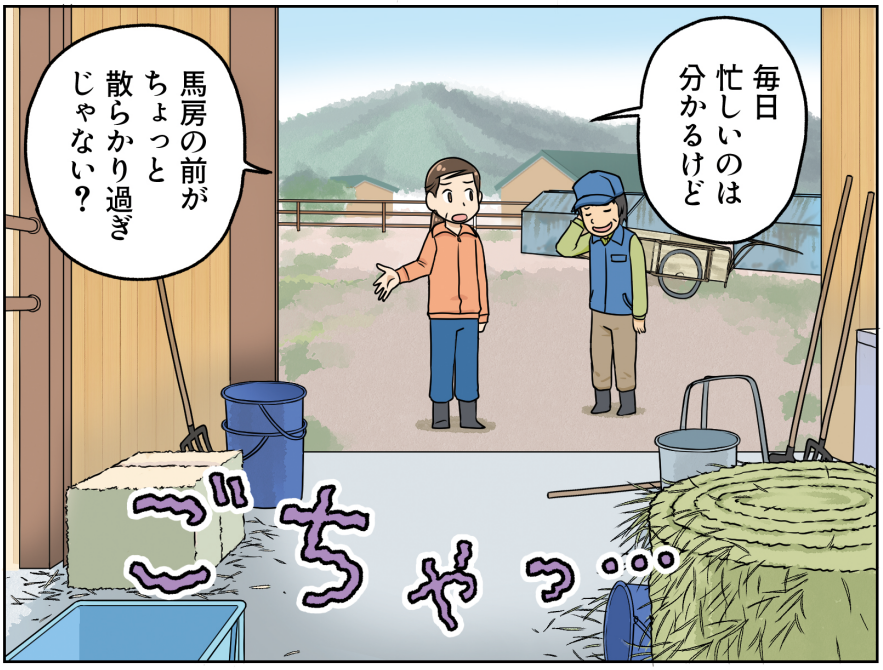
毎日
忙しいのは
分かるけど
馬房の前が
ちょっと
散らかり過ぎ
じゃない？
ぐちゃっ…

よし
消毒は大事
だから
厩舎から
早速やるぞ！
ダメ！

まずは
整理整頓
不要物の
処分が先
それと
夏になったら
除草もしなきゃ
せっかくの
消毒が台無しよ

マニュアルを
見ながら
清掃と消毒を
するよ
健やかステーブル
飼養衛生管理
マニュアル

飼養環境に関する事項

21 〜 22

衛生管理区域内の整理整頓及び消毒・厩舎等施設の清掃及び消毒

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内にネズミなどが侵入して区域内を動き回ると、病原体を拡散するリスクになるわ。

だから区域内は、ネズミなどの野生動物が隠れにくく、病原体が残存しないようにするため、まずは不要な資材等の処分、除草及び資機材の整理整頓をして、敷地を定期的に消毒する必要があるのよ。

除草や整理整頓は、身を隠せる場所が無くなってネズミなどの小動物が侵入しにくくなるだけではなく、効果的な消毒ができるようにもなるんですね。

22 厩舎等施設の清掃及び消毒

厩舎などの掃除は飼養衛生管理基準で何か決められているんですか？

厩舎や衛生管理区域内にある施設の掃除については、飼養衛生管理マニュアルに基づいて定期的に清掃及び消毒する必要があるわ。

消毒効果を最大限に発揮させるために、誰がやっても同じ効果が出せるよう、マニュアルで管理をするのよ。

えさの食べ残しを清掃することは野生動物を引き寄せてしまう要因を少なくすることにも繋がるなど、清掃の意味って大きいですよね。

整理整頓された厩舎内の様子

馬に関する事項

23 毎日の健康観察

毎日の健康観察が重要なことは分かるのだけど、具体的にどういった内容を観察すればいいんですか？

馬に異状がないか確認してね。健康観察では全ての馬の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認して、個体ごとに健康状態、飼料摂取状況、体温などを記録し、調子の悪い馬がいる場所や頭数、症状などを記録することが大切よ。もし、異常な行動や症状を示したら、程度に応じて担当の獣医師への連絡や相談、家保への通報も必要だからね。

毎日の健康観察でチェックする事項

- 体調の悪い馬がいる場所、頭数、症状
- 死亡した馬の有無と状況
- 出産記録

毎日の健康観察でチェックする事項をまとめたカード作成例

馬管理表（様式例）

馬房番号：1　　馬名：　ウマタロウ　　馬主：　きちんとHLD.

		8月 11日	8月 12日	8月 13日	8月 14日	8月 15日
体温		37.9	38.0	38.1	37.8	
体調		良い	疲れ気味	元気	元気	
調教		普通	運動	普通	強め	
治療				軟膏	物療	
飼葉	濃厚	○升	○升	○升	○升	
	草	○kg	○kg	○kg	○kg	
	添加	生き生きサプリ1 健やかペースト2	生き生きサプリ1 健やかペースト2	生き生きサプリ1 健やかペースト2	生き生きサプリ1 健やかペースト2	
ワクチン		破傷風				
その他				左前ケガ		

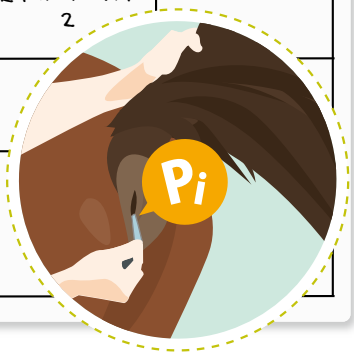

【番外編】不特定かつ多数の者が出入りする施設（観光牧場など）における対応ポイント

適切な衛生管理区域の設定

衛生管理区域の出入口における消毒設備・機材の設置（手指・靴・車両）

入退場者への協力依頼

衛生措置の周知（口頭・場内放送・パンフレット・ウェブサイト等）

① 伝染病の発生予防措置を実施していること
② 一週間以内の海外渡航歴のある者の入場拒否

立て看板等の設置

③ 入場可能区域における手指、靴の消毒と肉製品の持込禁止
④ 立入禁止区域における部外者の立入禁止

毎日の馬の健康観察

◎ 元気・食欲、体温、鼻汁や流涎の有無、糞の性状
◎ ふれあいで使用した馬を他馬から隔離飼養（一週間）

馬の異状が確認された場合の通報ルールの作成

衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則（マニュアル）の作成および掲示

入場可能区域
立入禁止区域

衛生管理区域

まさか
その服装
分娩のときの
まま？
おっと…
汚れた格好で
こっちに
来ちゃダメよ

昨夜の分娩が
長引いたから
眠いなぁ
でも無事に
産まれて
よかったよ
ふあ…

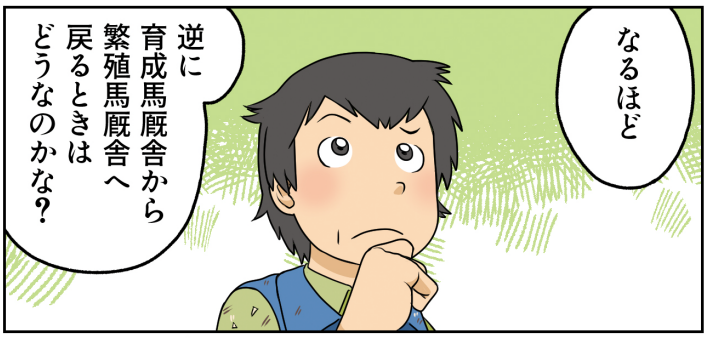
なるほど
逆に
育成馬厩舎から
繁殖馬厩舎へ
戻るときは
どうなのかな？

手指の消毒や
靴の履替え
だけでは
ダメなのかな？
わら
わら
もちろん
それも大切
でも
汚れた場合は
着替えないと
ワラ
ワラ
ワラ

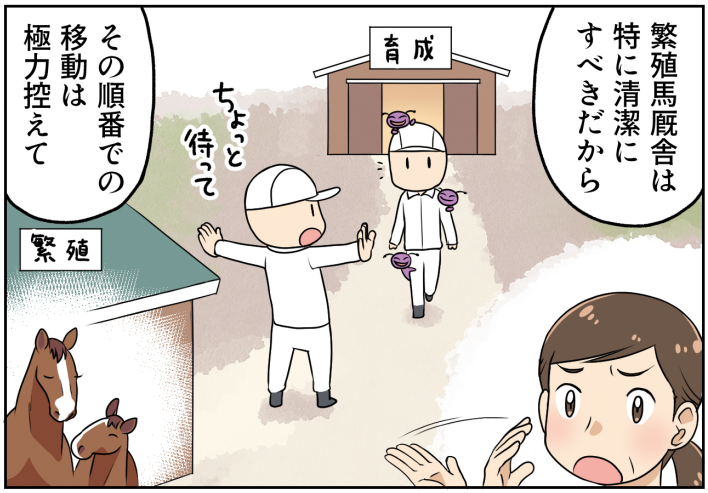
繁殖馬厩舎は
特に清潔に
すべきだから
育成
ちょっと
待って
繁殖
その順番での
移動は
極力控えて

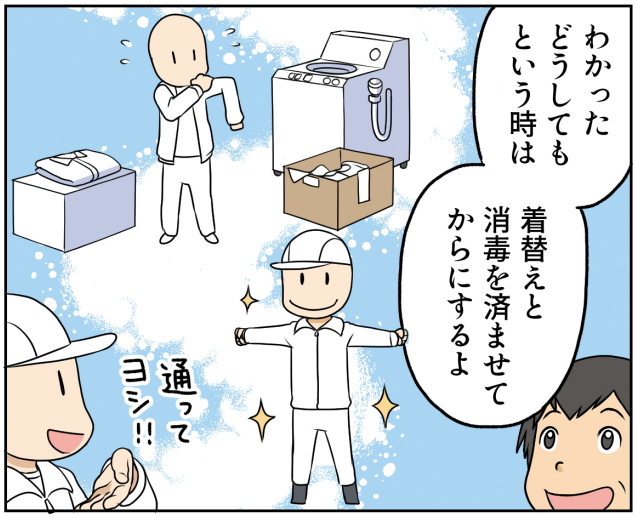
わかった
どうしても
という時は
着替えと
消毒を済ませて
からにするよ
通って
ヨシ!!

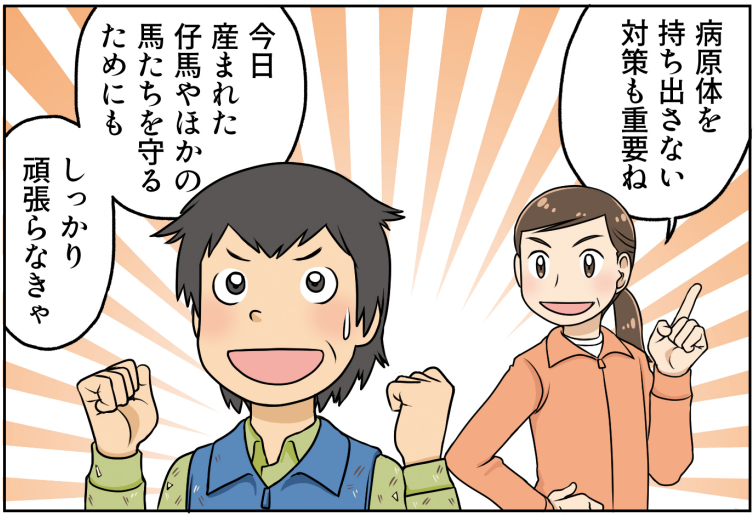
病原体を
持ち出さない
対策も重要ね
今日
産まれた
仔馬やほかの
馬たちを守る
ためにも
しっかり
頑張らなきゃ

24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

・病原体を**持ち込まない**
・区域内で**拡げない**
・区域外へ**持ち出さない**

病原体を持ち出さないためには、衛生管理区域の出口付近での手指の洗浄及び消毒が重要だわ。

衛生管理区域から退出するときに重要なこと

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置すること

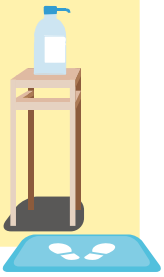

退出者には必ず消毒設備で手指の消毒をしてもらうこと

衛生管理区域の入口と出口は分けた方がいいんですか？

衛生管理区域の入口と出口は別々に分ける必要はないし、同じ消毒設備で構わないわ。

衛生管理区域内で手袋を着用する場合には、使用済みの手袋は定期的に洗濯・消毒してね。

使い捨ての場合は袋で密封して処理し、出口では、手袋の外側に付着した病原体が区域外に拡散しないよう注意することね。

靴も出るときに洗浄や消毒あるいは履き替えることを忘れないようにね。

▲使用後の使い捨て手袋はゴミ袋に入れる

▲汚れが付着した長靴をしっかりと洗浄

靴底まで▶しっかりと洗浄する

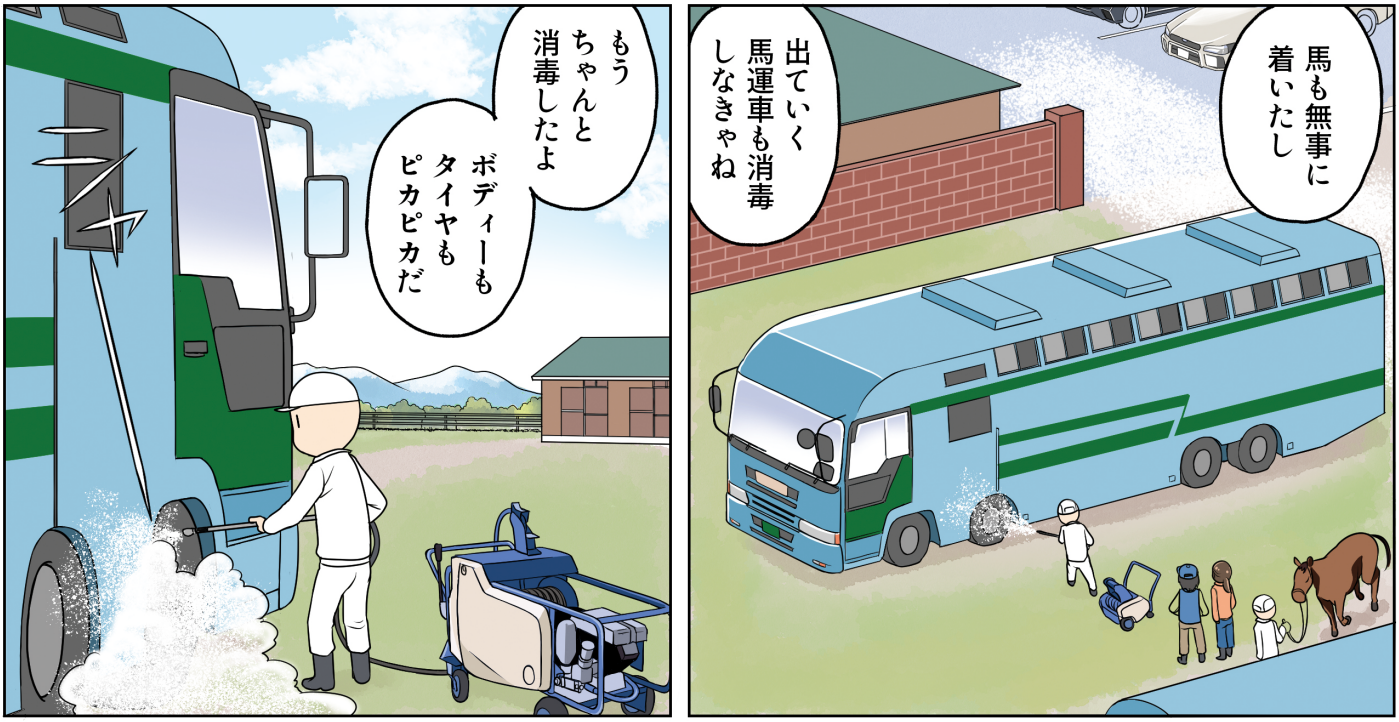
馬も無事に着いたし
出ていく馬運車も消毒しなきゃね
もうちゃんと消毒したよ
ボディーもタイヤもピカピカだ

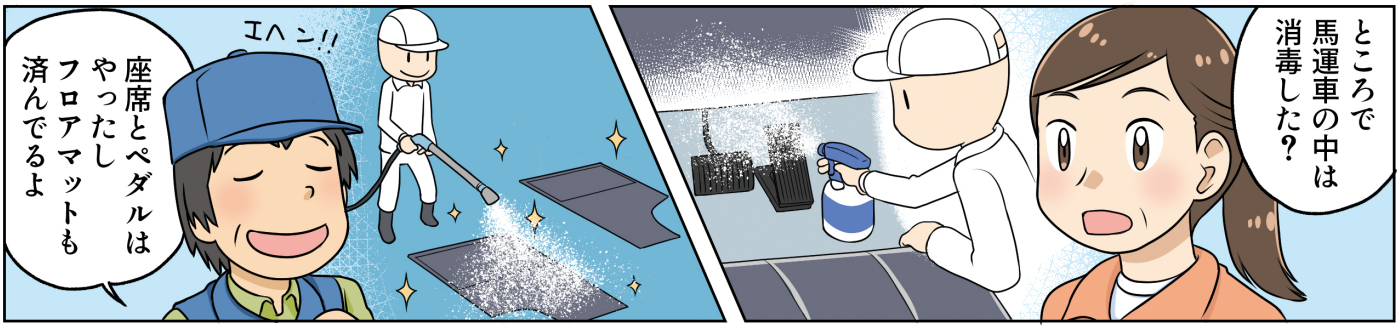
ところで馬運車の中は消毒した？
エヘン!!
座席とペダルはやったしフロアマットも済んでるよ

消毒の効果を下げないために
ボロ回収!!
まずはボロなどの有機物を取り除くことが大事よ

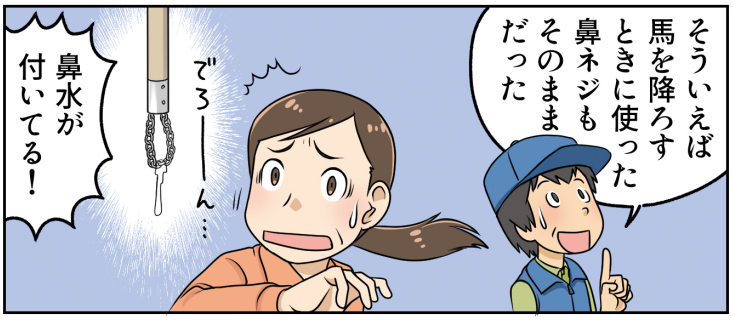
そういえば馬を降ろすときに使った鼻ネジもそのままだった
でろ――ん…
鼻水が付いてる！

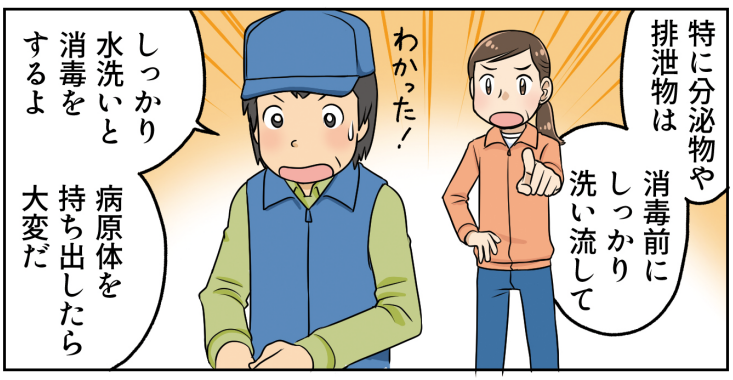
特に分泌物や排泄物は消毒前にしっかり洗い流して
わかった！
しっかり水洗いと消毒をするよ
病原体を持ち出したら大変だ

馬を積んでいたところは？
馬が直接触れていた場所だからそこがとても重要よ
あっボロの掃除をしていないや

物品に関する事項 25 〜 26

25 衛生管理区域から退出する車両の消毒

自分の牧場に病原体を持ち込まないことも大事だけど、牧場外に持ち出さないことも重要なので、牧場に入るときと同様に出るときも車両を消毒しないとだめよ。

車両の消毒には、動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（長さは日常的に出入りする車両の長さの約二倍、その他十分な幅、適切な量の散布が必要。）など、それぞれの地理的状況に応じて適切な消毒設備を整備し、必ず車両消毒を実施することが大切なのよ。

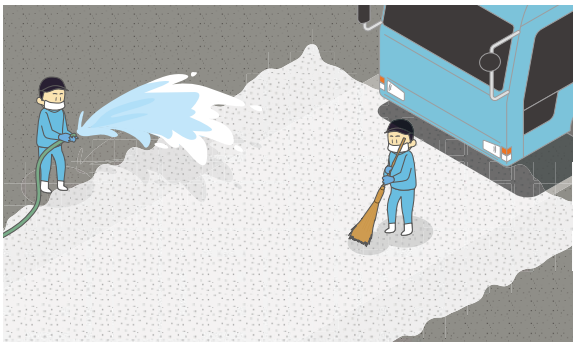

▲消石灰の散布

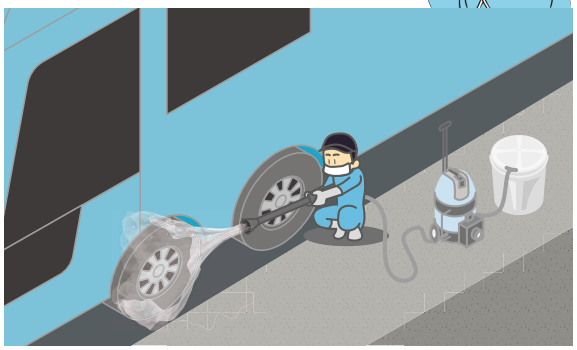

▲動力噴霧器を用いた車両消毒風景

26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域内から物品を持ち出すときには、必ず消毒をしてね。

物品には何が含まれるんですか？

衛生管理区域内で使用した、病原体などが付着し又は付着したおそれのあるもの全てよ。

衛生管理区域内の工事で使用する工具など、馬の飼養に直接関係しないものも含まれるわ。

それぞれの素材に適した消毒方法で消毒するか、使い捨ての物は密封できる容器に入れて持ち出すようにしてね。

極力不必要なものは衛生管理区域内に持ち込まないようにしないとな。

▲不必要なものは持ち込まないようにすること

今日は2歳馬を競馬場に送り出す日なんでしょ
そうそう二週間遅れでね
体調が悪い馬がいたから延期してたんだ
二週間前はどんな状態だったの？
元気と食欲がなくて　疝痛と軟便があったかな
はづき先生の診察と検査の結果
寄生虫が原因だって
今朝その馬はなんともなさそうに見えたけど
ピン
ピン
ピン
駆虫薬ですっかり良くなったよ　輸送も長時間になるし延期して正解
それならいいね
牧場の外に持ち出す時は漏出防止対策が必要だからね
行ってヨシ!!
それなら良かった
その馬のふんはどう処理したの？
うちの牧場は堆肥舎があるから堆肥化したよ
無事大人しく馬運車に乗ったぞ
よしみんな頑張って来いよ～！

27 馬の出荷又は移動時の健康観察

出荷等の移動時も馬に異状がないか健康状態をしっかりとチェックする必要があるわ。牧場外への移動で馬に異状があれば、牧場外へ病原体を拡げてしまうことになるからね。

馬の死体又は排せつ物も、牧場外へ移動させる場合は、ブルーシートなどで漏出防止策を行うことが大切よ。

28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

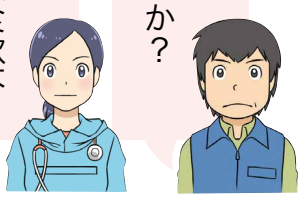

どのようなことに注意すればいいんですか？

馬の伝染病が疑われる死亡数の増加や異状（食欲不振、下痢、削痩、起立不能、流産等）が認められる馬の数が増加する場合は、直ちに担当の獣医師の診療か家保の指導を受けることが大切よ。少なくとも監視伝染病にかかっていないことが判明するまでの間、牧場からの馬の移動は行わないようにすること。

異常な馬を移動すれば、伝染病がまん延してしまうおそれがあるから注意しないといけないわ。

消毒薬について

～育成馬厩舎のハナマエで～

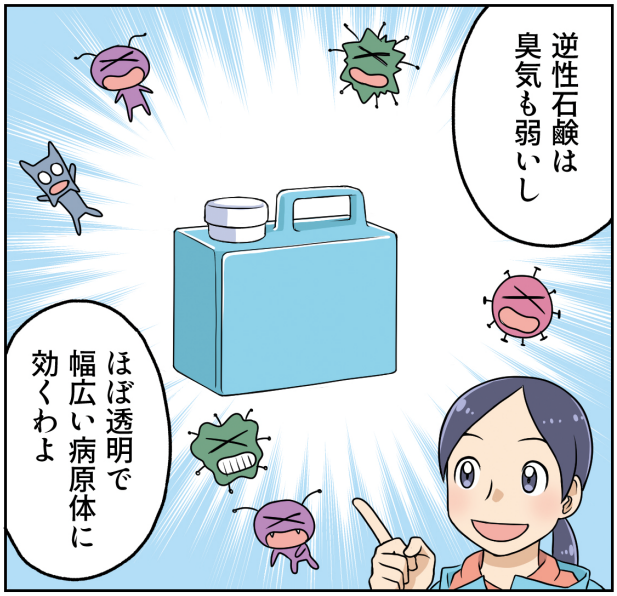

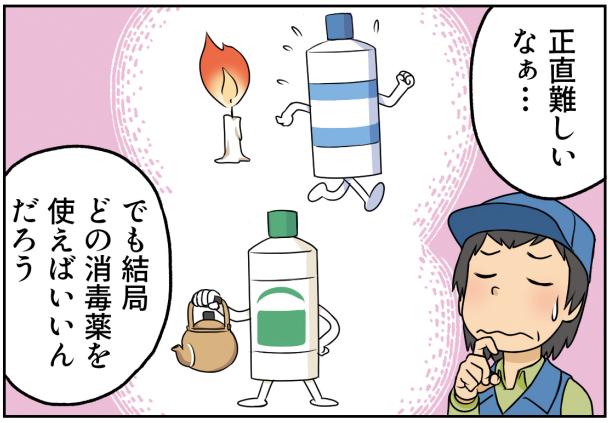

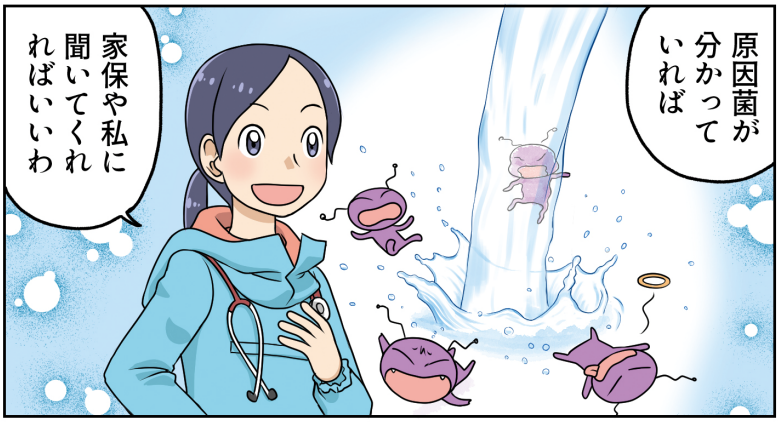

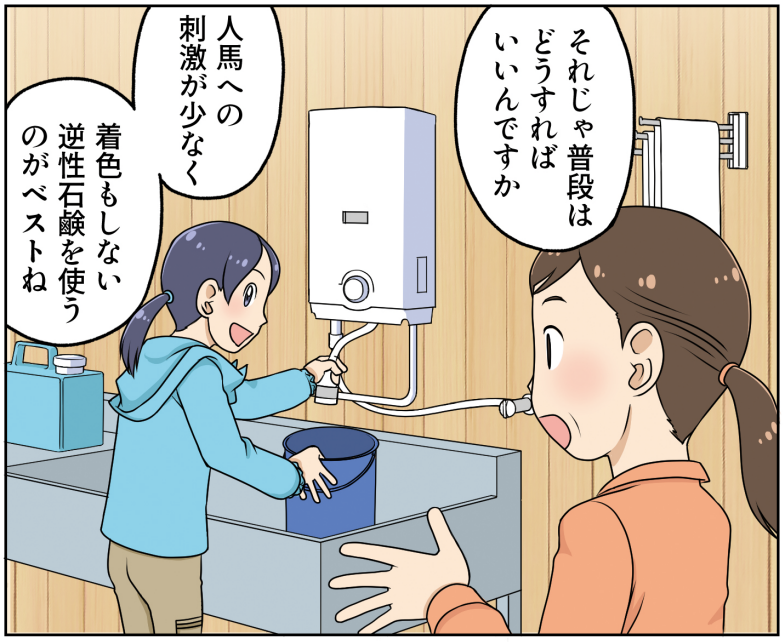

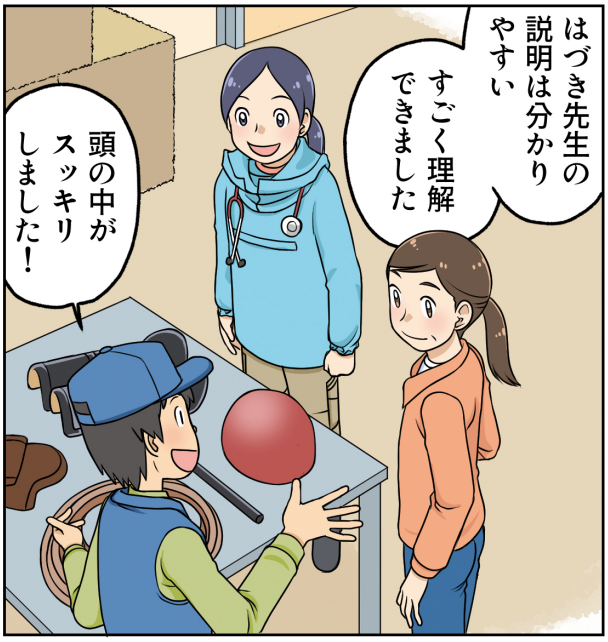

アルコール系

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。
引火性に注意する必要があり、粘膜や傷口には使用できない。

ヨウ素系

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。
粘膜や傷口にも使用できるが、車両や厩舎設備の消毒にはあまり適さない。

塩素系

ウイルスや一部の菌に効果があり、低濃度であれば人体にも使うことができるが、粘膜や傷口には使用できない。
腐食性があるため、金属性の物品消毒には適さない。

逆性石鹸

一部の菌やウイルスに効果があり、人体にも使うことができる。粘膜・傷口や厩舎内、車両消毒など幅広く使用できる。
低温で希釈すると効果が低下するため注意が必要。

消毒液の作成方法

表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。

消毒液原液量（mℓ）		水（ℓ）			
		2	10	100	500
消毒液の希釈倍率（倍）	100	20	100	1000	5000
	500	4	20	200	1000
	1000	2	10	100	500
	2000	1	5	50	250

消毒のために準備するもの

【参考：畜産分野の消毒ハンドブック（平成31年２月）公益社団法人中央畜産会】

詳細はこちら

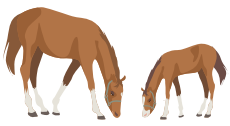

逆性石鹸の効果的な使い方

逆性石鹸は

臭気が少ない、ほぼ透明、腐食性がないことなどから、消毒薬として、現場では広く使われています。しかし、効果がある病原体は、限られており、温度が低い環境や、有機物の存在下では、効果が十分に発揮できないという欠点があります。この欠点を補う効果的な使い方を紹介しましょう。

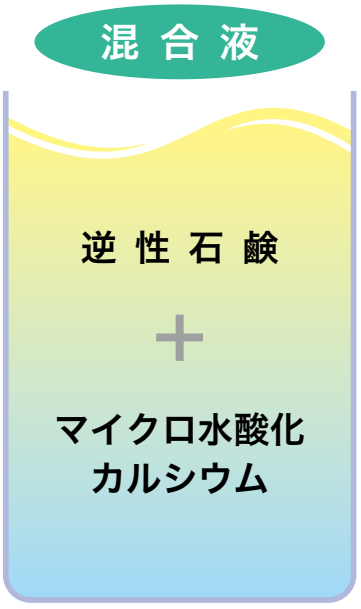

逆性石鹸に、マイクロ水酸化カルシウム（粒子の小さい水酸化カルシウム）を混合したもので、幅広い病原体に効果を発揮し、低温下でも効果が期待できます。

混合液の使い方

1. 手指の消毒（医薬部外品）

市販品があります。

2. 厩舎等での使用方法

①混合液の作製方法

市販品は、大量で用いると高価になるため、現場での使用は、表に示した方法で混合液を作製することをお勧めします。

②消毒方法

- 動力噴霧器（高圧洗浄機）で、混合液を対象に噴霧しますが、有機物が付着している場合には、水圧でそぎ落とすことが重要です。
- 雑巾やモップによる拭き取りは、混合物を滴下しただけよりも非常に効果的です。ただし、適当な間隔ですすぎ、混合液を交換することが重要です。
- 混合液を噴霧したのち、デッキブラシ等でこすり洗いすると、効果的です。

逆性石鹸の希釈倍率	逆性石鹸原液量（mL）	マイクロ水酸化カルシウム重量（g）（0.2%）	水（L）
1000倍	300	600	300
500倍（厳冬期）	600	600	300

消毒前に、有機物を除去するための洗浄は、重要なポイント

消毒薬の種類と対象		消毒薬の種類				
		逆性石鹸	ヨウ素系	塩素系	アルコール類	消石灰 石灰乳
病原体の種類 ○：効果有　△：効果弱　×：効果無	一般細菌	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	△	△	×	×
	ウイルス（膜有）	○	○	○	○	○
	ウイルス（膜無）	×	△	○	×	△
消毒対象 ○：適用　×：不適　△：状況・消毒薬種類により不適	手指	○	○	△	○	×
	踏込消毒槽	○	△	△	×	○
	車両	○	×	△ （腐食性有）	○ （車内）	○ （タイヤ）
	敷地内	△	×	△	×	○
	厩舎・設備・器具機材	○	△ （腐食性有）	△ （腐食性有）	○ （器具機材）	○
	飲水	○	△	△	×	×
	馬体	○	○	△	○ （注射時）	×

一般細菌……大腸菌、サルモネラ属菌など

芽胞菌……クロストリジウム属菌など

ウイルス（膜有）……馬インフルエンザウイルス
馬鼻肺炎ウイルス、日本脳炎ウイルス等

ウイルス（膜無）……馬ロタウイルス

現場での使用例

通常時

厩舎・馬房消毒
ジデシルジメチルアンモニウム
（商品名 アストップ）
2000倍希釈液

踏込槽・タイヤ消毒
ジデシルジメチルアンモニウム
（商品名 アストップ）
2000倍希釈液

疾病発生後

馬房消毒
✓MRSAなど
①高圧洗浄機による清掃
②微酸性次亜塩素酸水
③加速化過酸化水素水
（商品名 ハイプロックスアクセル）60倍希釈液

✓芽胞菌など
①高圧洗浄機による清掃
②次亜塩素酸ナトリウム
（商品名 ピューラックス）10倍希釈液
③加速化過酸化水素水
（商品名 ハイプロックスアクセル）60倍希釈液

馬房消毒

タイヤ消毒用マット

用語集

■飼養衛生管理基準
馬の所有者がその飼養に係る衛生管理の方法に関し遵守すべき基準のこと。

■衛生管理区域
馬を飼養する厩舎、パドック、放牧場、馬に直接接触する物品の保管場所、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎、馬に直接触れた者が消毒や衣類及び靴の交換を行わずに行動する範囲を全て網羅した区域のこと。

■飼養衛生管理者
衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生管理の責任者のこと。馬の所有者自ら管理者となることも可能。

■飼養衛生管理マニュアル
(1)従事者が当該農場以外で行う動物の飼養における禁止事項
(2)海外渡航時及び帰国後の注意事項
(3)海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
(4)農場内への不適切な物品の持込みの禁止
(5)可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
(6)持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
(7)野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
(8)手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

全8項目を、家畜保健衛生所や担当の獣医師等の専門家の意見を反映させて作成したマニュアルのこと。
※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板を設置するなどして、従業員や外部事業者に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

■衛生管理記録
衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、少なくとも1年間保管すること。
(1)当該農場の従事者以外が衛生管理区域に立ち入る場合には、次の項目について記録をすること。
［氏名］［住所又は所属］［年月日］［目的］
［消毒の実施の有無（人と車両について記載すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口に設置し記録すること。）］［過去1週間以内の海外での滞在歴］［滞在した全ての国又は地域の名称］［その国又は地域における馬の飼養施設等への立入りの有無］
※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
(2)従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称を記録すること。
(3)導入した馬の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日を記録すること。
(4)出荷又は移動を行った馬の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録すること。
(5)飼養する馬の頭数、月齢及び異状の有無を記録すること。異状がある場合に

あっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

（6）家畜保健衛生所、担当の獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録すること。

監視伝染病
家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称。

伝染病
感染症のこと。家畜の伝染性疾病全てを指す。

病原体
細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

家保
都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称。

家畜防疫員
主に家畜保健衛生所に勤務している、都道府県知事に任命された都道府県職員の獣医師等のこと。家畜の伝染性疾病の検査や飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の振興、食の安全安心に貢献している。

担当の獣医師
農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている獣医師のこと。

まん延、伝播
伝染病が地域、農場間で拡がること。病原体が馬へ感染して拡がること。

機械的伝播
野鳥などが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

有機物
生物に由来する炭素原子（C）を含む化合物。動物のふんや体液、肉など。

二次汚染
病原体に汚染された手指、長靴、泥、馬などを介して、他の人、物や場所が病原体に汚染されること。

ボロ
馬糞のこと

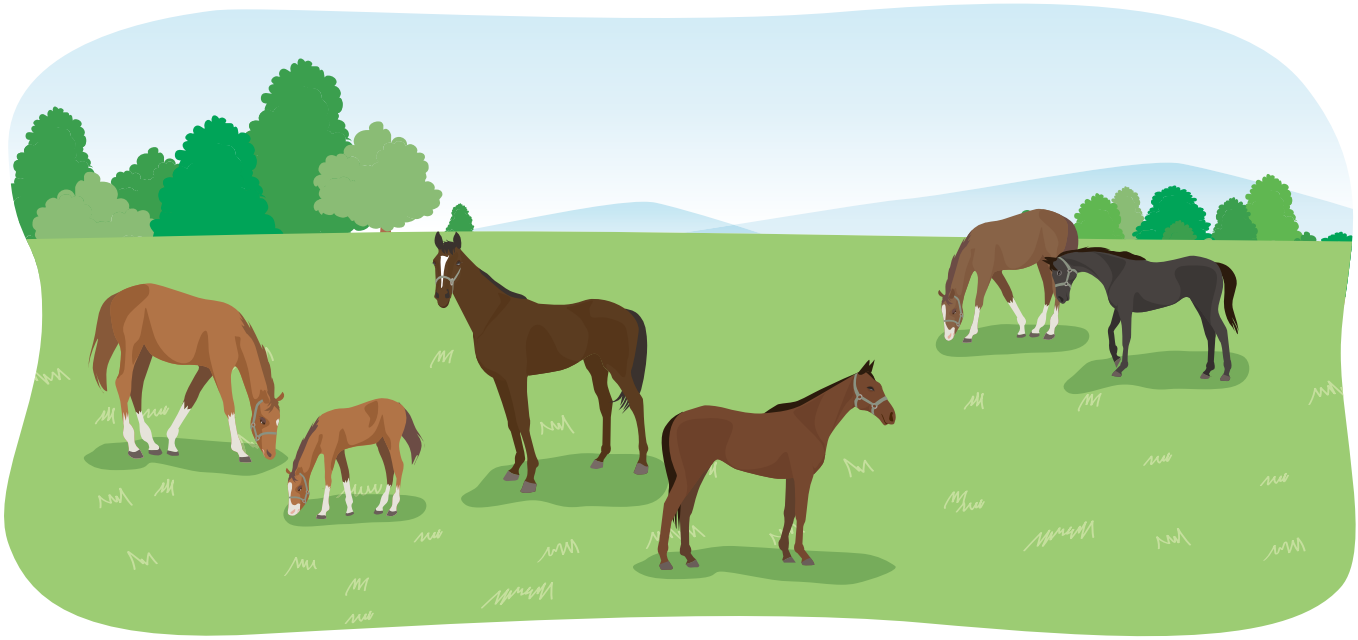

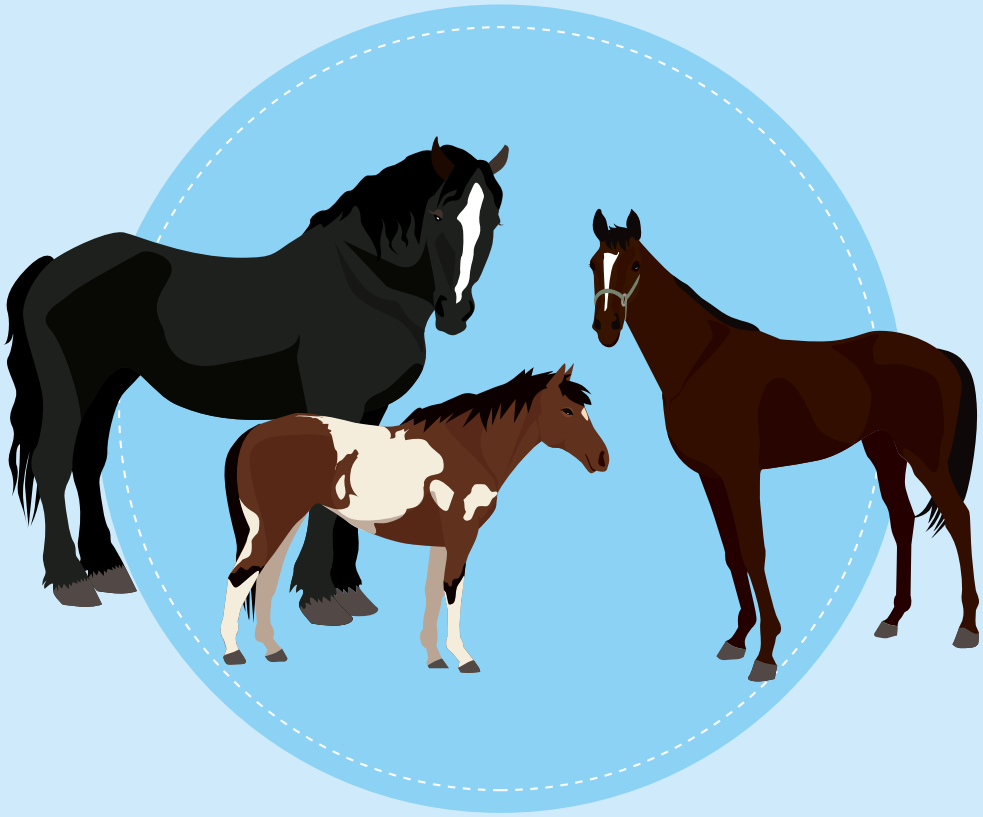

令和３年11月　第１版
令和５年12月　第１版　増補版

公益社団法人　中央畜産会

〒101-0021　東京都千代田区外神田2丁目16番2号
TEL.03-6206-0832

JRA
日本中央競馬会
畜産振興事業

NAR
The National Association of Racing
地方競馬全国協会
畜産振興事業